

令和5年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第1日目)

令和5年3月2日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 11人

—	—	2番	古谷星工人	3番	内田晃
4番	平野由里子	5番	田代実	6番	井上栄一
7番	南雲まさ子	8番	中野博	9番	飯田一
10番	齋藤永	11番	寺嶋正	12番	大館秀孝

2. 欠席議員 1人

1番	唐澤一代
----	------

3. 説明のための出席者 14人

町長	本山博幸	副町長	田代浩一
教育長	浄泉和幸	会計管理者 兼出納室長	依田貞彦
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	総務課長	早野政弘
税務課長	山岸裕子	町民課長	川本博孝
福祉課長	椎野晃一	子育て健康課長	石渡由美子
観光経済課長	柳澤一郎	参事兼まちづくり課長	高橋英雄
環境上下水道課長	渋谷好人	教育課長	遠藤洋一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事務局長	石井友子	書記	島秀明
------	------	----	-----

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の所信表明
- 日程第 4 議長の諸般報告
- 日程第 5 一般質問

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。寒さも和らぎ、西平畑公園の河津桜も満開を迎えております。新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえながら、この会期中も感染予防に努めていきたいと思っております。

さて、去る2月22日、松田町告示第14号により、令和5年第1回松田町議会定例会の招集がされましたので、その旨を議員各位に通知しましたところ、本日は定刻までに御参集頂き、ここに本定例会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

この定例会会期中も引き続き新型コロナウイルス感染予防を継続します。傍聴席は離隔2メートル以上を確保し、10席としております。マスクの着用、くしゃみ、せき、発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などをお願いしています。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、円滑な議事進行のため、また議事録作成のため、発言の際は内容が明確に伝わるように、マイクなどを活用して発言してください。

次に、ICTを活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持込み、議事に関連する事項での使用を試験的に許可しておりますので、御理解ください。

報告いたします。唐澤議員より体調不良のため欠席の連絡がありましたので報告いたします。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類の一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中11名であります。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和5年第1回松田町議会定例会の開会を宣します。

直ちに本日の会議を開きます。(9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は会議規則第117条の規定により、議長から指名いたします。

4番 平野由里子君、5番 田代実君の両名にお願いします。

議 長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会を開催するに当たりまして、去る2月24日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長、平野由里子君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和5年第1回議会定例会の招集に当たり、去る2月24日午前9時より、役場4階大会議室におきまして、委員6名中5名出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日3月2日から3月13日までの12日間といたします。本会議は3月2日、3日、6日と13日の4日間といたします。

次に、審議内容について申し上げます。本会議第1日目の3月2日は、日程第1「会議録署名議員の指名について」から、日程第5「一般質問」、受付番号6号まで行います。

本会議2日目の3日は、一般質問の残り、受付番号7号を行い、一般質問終了後、議会全員協議会を開催します。午後は、日程第6「議案第2号松田町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」から、日程第13「議案第9号松田町第6次総合計画「基本計画」の見直し」までを行います。議案第2号から議案第8号までは即決でお願いいたします。議案第9号「松田町

第6次総合計画「基本計画」の見直しについては、総合計画審査特別委員会を設置し、特別委員会に付託して審査を行いますので、詳細質問は特別委員会にてお願いいたします。また、議長におかれましてはオブザーバーとして特別委員会へ出席していただきます。本会議終了後は大会議室において、松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会の時間を設けておりますので、委員長の指示でお願いいたします。

4日の土曜日、5日の日曜日は休会といたします。

本会議3日目の6日は、日程第14「議案第10号令和4年度松田町一般会計補正予算（第9号）」から、日程第17「議案第13号令和5年度松田町一般会計予算」までを行います。議案第10号から議案第12号までは補正予算ですので、即決でお願いいたします。「議案第13号令和5年度松田町一般会計予算」は、一般会計予算審査特別委員会を設置し、特別委員会に付託して審査を行いますので、詳細質問は特別委員会でお願いたします。また、議長におかれましてはオブザーバーとして特別委員会へ出席していただきます。終了後に令和5年度工事予定箇所現地視察を実施いたします。

7日から10日は委員会活動日としますので、各委員長の指示でお願いいたします。7日、8日は委員会活動及び勉強会とします。委員会等には必要に応じて職員をお呼びする場合がありますので、待機をお願いいたします。9日は総合計画審査特別委員会を開催しますので、関係者の出席をお願いいたします。10日は一般会計予算審査特別委員会を開催しますので、こちらも関係者の出席をお願いいたします。

本会議最終日の13日は、議会全員協議会を開催した後、本会議を開催し、「議案第9号松田町第6次総合計画「基本計画」の見直しについて」の特別委員会報告及び「議案第13号令和5年度松田町一般会計予算」の特別委員会報告を行い、日程第18「議案第14号令和5年度松田町国民健康保険事業特別会計」から日程第26「委員会の閉会中の継続審査申出書」までを行い、閉会の予定です。議案第9号、議案第13号については、委員長報告後、質疑、討論、採決を行います。その後、議案第14号から議案第21号までの7特別会計、

1 事業会計の新年度予算の審議をいたします。全て即決でお願いいたします。続いて、日程第26「委員会の閉会中の継続審査申出書」を行い、閉会といたします。

なお、本会議は定例会でございますので、会期中にこのほかに追加議案が提案された場合は審議をお願いいたします。また、陳情につきましては今回3件の提出があり、机上配付となりましたので御高覧ください。

以上、議会運営委員会の報告を終わりますが、不明な点がございましたら、私のほかにも委員がおられますので、補足説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

議 長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和5年第1回松田町議会定例会の会期は、本日3月2日から3月13日までの12日間と決定いたしました。

議 長 日程第3「町長の所信表明」に入ります。

町 長 皆さん、おはようございます。議長より所信表明についてお許しを頂きましたので、今回はちょっといつもより長くなりますけども、御了承頂きたいというふうに思っています。本日から12日間の定例会、何とぞよろしくお願い申し上げます。

松田山の河津桜も満開を迎え、多くの方々に、お客さん来ていただいて、また町なかの賑わいも戻りつつある時節となりましたが、議員の各位の皆様におかれましてはますますの御健勝のことと心からお喜びを申し上げます。

去る2月22日に令和5年第1回松田町議会定例会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたり大変御多用のところ、議員多数の御出席を賜り、ここに本定例会が開催できますことをまずもって御礼を申し上げます。ありがとうございます。

初めに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災から早くも12年を迎え

ます。毎年行われる陸前高田市東日本大震災追悼式は、本年も新型コロナ感染拡大を防止するため、県外からの参列者の受入れをされないということでしたので、2月9日に追悼の意を込めて、町民の皆様方をはじめ、多くの方からの心こもった義援金を陸前高田市に、町を代表してお届けしてまいりました。最愛の家族や御親族、御友人を亡くされた方々のお気持ちを思うと、哀惜の念に堪えません。お亡くなりになられた方、また、今なお行方不明の方々の御冥福と、被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。

さて、コロナ禍による影響が長引く中、政府は3月13日よりマスク着用は個人の判断に委ねることを基本とし、また、新型コロナの感染症法上の位置づけを5月8日から例年流行するインフルエンザと同じ5類にすることを決めました。今後、自分自身の感染を防ぐための対策は個人の判断に委ねられることになり、隔離や療養の規定もなくなりますので、町行政としましては、コロナの流行状況を見ながら、引き続き基本的な対応としまして3密を避けるなど、感染症予防対策に細心の注意を払いながら、新たな日常生活への対応に取り組んでまいります。

それでは、行政報告について日を追って詳細に御報告させていただくところでございますが、さきにお配りさせていただいている公務報告書にて一部割愛させていただき、主な行事についてのみ御報告させていただきますことを御了承願います。

年が明けた1月5日、本年最初の町の行事といたしまして、松田町賀詞交歓会並びに表彰式を行いました。本年の表彰に浴されたのは自治功労賞5名、一般表彰16名、1団体、感謝状14名、3団体でございました。表彰された皆様方にはこれからも町政に対しまして、さらなる御指導、御尽力を賜りたいと存じます。今年も式典終了後、寺子屋まつだの児童によるヒップホップダンスの披露と、ふるさと大使であります北川大介さんのおもてなしコンサートが行われ、およそ300人の町民の皆様方に楽しいひとときをお過ごし頂きました。

次に、1月7日には会場を生涯学習センター大ホールにて、令和5年松田

町消防出初め式を挙行いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中、御来場くださり、改めて感謝申し上げますところでもございます。当日は新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、表彰式のみ執り行いました。消防団員の皆様には、本業を持ちながら日夜火災や災害などから町民の生命と財産を守るため、献身的な活動をしていただいていることに深く感謝申し上げます。引き続き町民の安全・安心な暮らしを守るため、危機管理体制を強化してまいります。

次に、長い歴史があります成人式について、本年から「はたちの集い」と題しまして、1月8日に開催いたしました。これまで同様に、実行委員会の皆様を中心に企画・運営をしていただき、大人の仲間入りをした新成人は111名。当日は76名の新成人をお迎えでき、私も気持ちを新たにいたしましたところがございます。今年も新型コロナウイルスの感染拡大防止対策のため、式典のみの開催とし、関係者の方々に御協力を賜り、はたちの集いを滞りなく行うことができました。

続きまして、1月14日から始まりました第11回寄ロウバイまつりは、開花が順調に進んだことから、当初日程どおり、2月12日をもって終了いたしました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響も少なくなり、今年度の来場者数は約2万人の方が御来園をされ、甘い香りと心地よいひとときを過ごしていただきました。実行委員の皆様を初め、関係各位の方々に對し、寄地区の賑わい並びに松田町のPRを担っていただいたことに対しまして深く感謝を申し上げます。

続いて、第24回まつだ桜まつりにつきましては、2月11日から開催をしております。寒い日が続く、なかなかつぼみが開いてくれませんでした。見頃を迎えた2月22日から鮮やかに色づき、訪れる皆様方に春をお届けしています。開催期間は3月12日となっておりますので、議員の皆様方におかれましても大変お忙しい中と存じますが、御来園くださり、春を身近に感じてくだされば幸いです。

次に、2月19日、関係機関など、約30名の御出席を賜り、神奈川県下初と

なる公設のジビエ処理加工施設の落成式を執り行いました。当該施設は足柄上郡の5町で協議会を設置し、建物の愛称を「あしがらジビエ工房」と決めました。今後、農業被害を減らし、耕作放棄地対策など、農業振興や有害鳥獣対策はもとより、ジビエが地域資源として活用できる運営を目指し、上郡内の関係各位の皆様と連携を図りながら取り組んでまいります。また、設置に当たって、地域住民の方々に大変御協力頂いたことを、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

最後になりますが、3月12日に予定していました「ふくしあったかフェスタ」については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、町民の皆様方の不安を払拭し、命を守ることを最優先に考えられ、本年度も中止となり、松田町社会福祉協議会表彰式のみで開催となりました。何とぞ御理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

それでは、議会に先立ち、貴重なお時間を拝借いたしまして、令和5年度当初予算案を御審議頂くに当たり、所信の一端を述べさせていただくところでございますが、その前に、まず本定例会に提案させていただいております条例案、補正予算案等の概要について御説明を申し上げます。提出議案につきましては、条例の一部を改正する条例6件、そのほか2件、補正予算3件、新年度予算9件でございます。

議案第2号松田町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第3号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、地方公務員法の一部改正に伴い、町職員の定年を65歳まで段階的に引き上げるとともに、60歳を超える職員の職制、任用及び給与に係る規定を整備するため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第4号松田町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、非常勤特別職の時勢に即した処遇改善を図るため、報酬額に係る所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第5号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、令和4年8月に行われました人事院勧告に伴い、本町において12月に常勤職員に係る給与条例を改正したことを踏まえ、一般職員としての均衡を図るため、会計年度任用職員に係る給与について所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第6号松田町交通指導隊設置条例の一部を改正する条例につきましては、交通指導隊の出動内容の多様化に伴い、出動手当を見直し、処遇改善を図るため所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第7号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、寄地区において水道使用開始時にかかる初期負担額を減額させることで、新規居住者等の増加を促進し、使用料等の増収に結びつけ、事業会計の安定化を図るため所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第8号松田町川音川パークゴルフ場の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため提案させていただくものでございます。

議案第9号松田町第6次総合計画基本計画の見直しについては、町の総合的かつ計画的な行政運営をより一層推進し、「いのち“育み”未来へ“ツナグ”進化“つづける”故郷」を掲げる町の将来像を実現するため、松田町自治基本条例第15条第1項及び松田町議会基本条例第5条第1項第1号の規定に基づき、本定例会に提案させていただくものでございます。

議案第10号令和4年度松田町一般会計補正予算（第9号）については、年度内のほぼ最後の補正予算でございます。事業費が確定し、不要になった予算額などを整理させていただいたものでございます。

議案第11号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険給付費が減少したことによる歳出減額補正に伴い、その財源となる県補助金の保険給付費等交付金の歳入減額補正などが主なものでございます。

議案第12号令和4年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、繰入金の増額補正となります。

議案第13号から第21号までが令和5年度の一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算、全9会計を提案させていただくものでございます。また、本定例会中におきまして追加議案を予定しております。松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、本定例会に追加議案として御提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上が提出条例等のそれぞれの概要でございます。御説明申し上げました諸議案につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ副町長、教育長、課長等より御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、令和5年の初めての定例議会開会に当たり、令和5年度の町政運営に対する所信を述べ、議員の皆様並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。議案とともに提出をさせていただきました令和5年第1回定例議会所信表明を基に、令和5年度当初予算案の概要を申し上げるとともに、当面の町政に対する取組など、所信の一端を述べさせていただくわけですが、主に新規事業や重点事業などの概要とさせていただくことを御承知願いますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、皆様方のお手元にある所信の予算について御報告申し上げます。初めに、新型コロナウイルスの感染については、全国的に感染拡大の第8波が広がり、本町においても過去と比較してお亡くなりになる傾向が高くなっておりますので、基本的な対応として3密を避けるなど、改めて感染症予防対策をしっかり講じているところでもございます。そうした中、町民の命と暮らしを守り抜き、コロナ禍による生活様式の変化にも対応した、新たな日常の中で学んできた経験を生かし、目に見えて大きく成長していくために、町民や議会、行政との協働・連携協力による持続可能なまちづくりに取り組むとともに、松田町自治基本条例の理念に基づき、常に町民目線に立ち、町民のための町政運営を進めてまいりました。現在高齢者や子育て世帯への支

援をはじめ、地方創生関連施策、定住促進や交流・関係人口施策並びに防災対策など、町民、議会議員の皆様方の御理解と御協力を賜り、町民福祉の増進と地域の活力に資する施策など展開できていることに対し、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、令和5年度当初予算案の概要について御説明を申し上げます。初めに、令和5年度松田町一般会計予算案につきましては、総額51億9,000万円、前年度対比3億2,000万円の減額、率にして5.8%となっております。主な減額要因は、松田小学校整備事業が完了したため、約5億2,000万が減額したことによるものでございます。なお、令和5年から6年度事業として、各年度に予算計上する予定でありました松田中学校校舎大規模改修工事につきましては、令和5年度に予定していた外装工事やエレベーター設置工事など前倒しを行い、令和4年度補正予算にて3億1,339万円を計上し、令和5年度に繰り越すこととしたため、実質令和5年度に工事を実施いたしますので、一般会計の実質総額は令和4年度当初予算とほぼ同額の予算規模となっております。

次に、国民健康保険事業など7特別会計の総額は29億8,951万円、前年度対比95万9,000円の減額、率にして0.3%の減となります。企業会計の上水道事業会計については2億7,193万円、前年対比8,747万円の増額、率にして47.4%の増となります。

全9会計の令和5年度予算総額は84億5,144万円、前年対比2億4,212万円の減額、率にして2.8%の減となります。令和5年度当初予算案につきましては、一般会計及び全会計合わせて過去3番目の予算規模となりますが、松田小学校整備事業を除くと過去最大の予算規模となります。

続いて、予算編成の基本的な考え方でございます。当町の人口動向を見ますと、平成22年国勢調査人口を基に、9年前となります平成25年に国立社会保障・人口問題研究所が発表した松田レポートの報告では、20歳から39歳までの女性の人数を基に算出された結果、松田町は2040年の人口推移によると7,055人となり、消滅可能性都市として名指しされて以来、消滅可能性都市と

ならないために、町民や議会の皆様方の御理解と御協力により、平成27年国勢調査を基にした平成30年推計では7,364人、町の最新の町独自の調査においては約7,800人まで回復する見込みとなっております。本町では令和元年に策定いたしました町の将来設計となる第6次総合計画の基本構想に掲げている将来像として、「いのち“育み”未来へ“ツナグ”進化“つづける”故郷」を目指し、2040年の目標人口1万人の実現に向け取り組んでおりますが、近年の状況では新型コロナの影響により、各年度の想定人口より若干減少傾向にて推移している状況に危機感を抱いているところでもございます。

そうした中、令和5年度についても引き続き人口減少の抑制を掲げ、第6次総合計画後期4年間のまちづくりアクションプログラムがスタートする年として、新たなまちづくりの基本理念であるチルドレンファーストを念頭に置いたまちづくりを継続するとともに、新型コロナウイルス感染症対策にも積極的に対応してまいりたいと考えております。コロナ禍の状況であります。SDGs未来都市としてポスト・ウィズコロナを見据えながら、誰一人取り残さないよう、SDGsに資する取組を積極的に推進し、今後はさらに未来への投資となる人材育成に主眼を置き、幼稚園、小学校、中学校におけるグローバル教育を強化することや、買物困難者や高齢者等の移動手段の確保としてAIオンデマンド交通の実証実験を行うなど、子供から高齢者まで、「みんなが笑顔で幸せなまち」を目指す、持続可能な未来創造「チルドレンファースト“継続から飛躍”」と題し、予算編成を行いました。

初めに、一般会計における歳入について、特色のあるものを中心に御説明申し上げます。町税については、予算額15億949万円、前年度対比1,705万円の減額、率にして1.1%の減となります。固定資産税や軽自動車税の増収が見込まれるものの、納税義務者数の微減などによる個人町民税の減収や、景気動向が不透明なことによる法人町民税の減収が見込められるため、全体として減額を見込んでおります。

地方交付税については、予算額13億円、前年度対比2億1,500万円の増額、率にして19.8%の増となります。令和5年度の国の地方財政計画に基づき、

高齢者健康福祉費などの単位費用の見直しによる増加や、地方交付税の原資となる国税収入の増収による普通交付税の大幅な増額を見込んでおります。

国庫支出金につきましては、予算額 5 億 6,227 万円、前年度対比 1 億 3,011 万円の減額、率にして 18.8% の減となります。主な減額要因は、松田小学校整備事業約 1 億 6,000 万円が完了したことなどによるものでございます。主な交付金等につきましては、社会資本整備総合交付金やデジタル田園都市国家構想交付金などとなります。

次に、県支出金につきましては、予算額 3 億 6,666 万円で、前年度対比 25 万円の増、率にして 0.1% の増となります。主な補助金は、障害者自立支援給付金等負担金や市町村自治基盤強化総合補助金などとなります。

寄附金については、予算総額 1 億 1,010 万円、前年度対比 10 万円の増となります。これは主にふるさと納税によるものでございますが、寄附額増加対策として、町内 2 つのゴルフ場へのふるさと納税自動販売機を設置し、増収に取り組むほか、企業版ふるさと納税制度を含め、観光 P R の推進や顧客の拡大、さらに返礼品の品目を増やすなど、寄附額の積極的な受入れを進めてまいります。

次に繰入金については、予算額 2 億 7,800 万円、前年度対比 5,482 万円の増額、率にして 24.6% の増となります。公共施設等整備基金や新松田駅周辺整備基金及び教育施設整備基金、一般会計全体の財源不足を補うため、財政調整基金からの繰入金を予定しております。増額の主な要因は、財政調整基金の繰入金増額によるものでございます。なお、財政調整基金の現在高につきましては、令和 4 年度末にて約 14 億 9,500 万円、令和 5 年度末では約 12 億 8,500 万円を見込んでおります。

続いて、町債については、予算額 2 億 4,600 万円、前年度対比 4 億 880 万円の減額、率にして 62.4% と大きく減少しております。主な減額要因は、松田小学校整備事業約 3 億円が完了したことなどによるものでございます。令和 5 年度で予定している主な町債につきましては、新松田駅南口駅前広場整備事業や小田原市消防松田分署の土地購入などによるものでございます。

また、臨時財政対策債におきましては4,000万円、前年度対比9,000万円の減額となります。主な減額の要因は、国税収入の増額により、普通交付税における臨時財政対策債振替の減少が見込まれるためのものでございます。

続きまして、歳出といたしまして、主な施策等について、予算科目順に御説明を申し上げます。初めに、議会費、予算額8,485万円、前年度対比382万円の増額となっております。主な増額要因は、議会運営のデジタル化等に取り組んで頂くため、タブレット端末及び議会運営支援システムの導入に要する経費によるものでございます。

次に、総務費、予算額8億9,355万円、前年度対比1,745万円、率にして2.0%の増となります。主な増額要因は、新モビリティサービス推進事業などによるものでございます。新規事業ではその新モビリティサービス推進事業に5,883万円を計上し、持続的に安定的なA I オンデマンド交通の実証実験や、マイナンバー所有者の引っ越しワンストップ支援サービス等の導入経費499万円を計上しております。

重点事業の定住・少子化対策支援事業及び移住交流促進事業につきましては1,328万円を計上し、実際に町に住宅を購入された方への住宅取得奨励金支給事業や、3世代の定住支援のため、2世帯住宅等促進奨励金の支給をはじめ、民間の空き室等の解消に向けた、若年世帯、子育て世帯及び学生世帯への家賃補助を通じた居住支援、新婚世帯への支援についても引き続き実施いたします。新年度は移住促進事業といたしまして、新たにお試し住宅の実施や、増加傾向にあります空き家の利活用のための改修や解体への補助金を計上し、活用に向けた取組を強化してまいります。さらに、寄地区の人口減少対策や活性化に向けた協議会等を設置し、地域の皆様方の声を伺った上で、実施に向けた様々な取組を進めてまいります。また、誰一人取り残さない、SDGsの推進事業費137万円を計上し、デジタル&グリーンによる、様々な地域の課題と、その解決に向けた活動等を広く周知・共有し、その取組を応援したい人をつなげていくための官民連携プラットフォームを加速化し、より具体的な展開を進めてまいります。

次に、地域公共交通対策事業につきましては1,104万円を計上し、駅前広場の渋滞緩和や地域公共交通の補完を目的に、路線バスの維持確保を併せた地域公共交通対策として引き続き実施する乗合バス路線の増発、枝線の乗り入れ運行に対する補助や、バス通学定期券、高齢者まちなりバス定期券の購入費助成を実施いたします。また、令和4年度から2年間をかけて策定業務を進めております地域公共交通計画では、既存の交通サービスに加え、新たな交通サービスの導入に係る検討を併せて進めることで、地域の輸送資源を総動員し、将来にわたり地域住民の移動の足を確保実現できるよう、町地域公共交通会議において十分な議論を行い、令和5年度末までに策定をまいります。

そのほか、行政協力員及び地域活動の拡充事業といたしまして、デジタルツールの機能強化に伴う経費や、河内児童センターと田代地域集会施設の改修事業を計上、シティプロモーション・おもてなし推進事業では、町のプロモーション用の商品開発や、町の魅力を町内外に発信・浸透させて、定住・交流人口やふるさと納税の増加につなげるための事業費636万円を計上しております。

次に、民生費、予算額13億8,161万円、前年度対比3,746万円の増額、率にして2.8%の増となります。主な増額要因は、障害児者支援及び給付等に要する経費などの増額によるものでございます。

高齢者福祉施策では、高齢者等移動手段確保助成金715万円を計上し、75歳以上の高齢者及び妊産婦さんの外出支援として、タクシー乗車の初乗り料金1月6回分の助成を継続いたします。デジタル機器を活用した高齢者等見守り事業に161万円を計上しております。

障害者福祉施策では、重度障害者医療費助成事業や障害福祉サービス等給付事業など、そのほか高齢者や障害児者、子育て世帯等のための基本的な施策についても継続してまいります。

児童福祉施策の重点事業につきましては、0歳から満18歳に達した方への医療費無償化による助成として3,813万円、3歳未満の第2子の保育料無償化

約500万円、ひとり親家庭等支援事業に300万円を計上し、安全・安心に子育てしていただきながら生活ができるよう支援をまいります。また、学童保育運営事業につきましては、小学1年生から6年生までを対象として、新たにALTによる英会話教室などを行うなど、事業を拡充し、子育て支援センターファミリーサポート事業や児童手当なども継続するとともに、新年度は各施設に対して子供が遊ぶ遊具を購入するなど、拡充を行ってまいります。地域福祉推進事業では、災害時の避難に支援が必要な方の個別対応といたしまして、新たに避難行動要支援システムの導入経費などを計上しております。

次に、衛生費、予算額3億9,809万円、前年対比983万円の減額、率にして2.4%の減となります。主な減額要因は、新型コロナウイルス関連のワクチン接種に伴う経費などの減額によるものでございます。

新規事業の出産・子育て応援事業では、全ての妊婦さんや子育て世代が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない相談支援事業を行うとともに、国事業といたしまして、妊娠届出時に5万円、出産1人当たり5万円の給付事業と併せて、町単独事業といたしまして、出産時に5万円、子育て支援給付金として、1歳から2歳児1人当たり3万円の出産・育児関連用品などの購入費に充てていただくものための給付金など、合計1,206万円を計上しております。

未病改善事業の経費につきましては、水素酸素発生器やAIによる健康測定器の機器導入経費として720万円を計上し、各種健康数値を基に健康意識の向上に取り組んでまいります。

重点事業では、有害防除対策事業として、鳥獣対策の駆除活動の持続性を高めるため、県内初となる公設民営でのジビエ利用促進に向けたジビエ処理加工施設の維持管理に要する経費など、742万円を計上しております。

次に、グリーン化を含めた事業として、再生可能エネルギー利用促進事業に638万円を計上し、継続事業として、災害時に非常用電源として活用を協力していただくことを条件とした、電気自動車等購入費補助として最大60万円の補助や、一般家庭用の太陽光発電システムの購入に対する補助を行います。

新たに住宅用電気自動車充電用設備設置補助金を計上しております。

母子保健事業といたしまして、保険適用外部分を補う不育症治療費助成、妊産婦健診時及び出産時のタクシー利用に対する助成、また、産後ケア応援助成金として、不安を抱えながら出産を終えた産婦さんに対して、産後の家事支援や産後ケアにかかる費用の一部を助成する事業を継続いたします。

新規事業といたしましては、3歳児健診時に視覚屈折検査を取り入れ、お子さんの視覚異常の早期発見につなげる事業を拡充し、合わせて1,488万円を計上して、子育て支援の強化に取り組んでまいります。

感染症予防事業では、小児インフルエンザワクチン接種助成金の対象を小・中学生までとしておりましたが、新たに生後6か月から対象を拡大いたします。さらには、帯状疱疹予防接種費用の一部助成を行います。

健康増進事業につきましては、新たに前立腺がん施設検診を実施し、後期高齢者保健事業においては、新たに高齢者健康診査受診率向上に向けた取組を実施いたします。

そのほか、ごみ減量推進事業では、家庭用コンポストやペットボトル圧縮機の支給など、247万円を計上しております。

次に、農林水産業費、予算額1億933万円で、前年度対比776万円の減額、率にして6.6%の減となります。主な減額要因は、農林業水産費に伴う人件費の減額によるものでございます。新規事業では、農地の保全及び流動化を施す新規就農者等の借り手が参入しやすい環境配慮型の農業を推進するための各種補助金として130万円を計上いたしました。また、森林の持つ多面的機能の保全を目的に、森林管理の方向性や整備方法について、森林所有者等の意向を把握するための調査費を333万円計上しております。

継続事業につきましては、寄ロウバイまつり等を開催し、寄地区に観光客を迎え入れ、交流人口等を増加させるための経費と、新たに、老朽化したみやま運動広場の遊具整備を含めた寄自然休養村の管理に要する経費1,649万円を計上。そのほか、農業収入の減額による農業従事者等の負担軽減と、様々なリスクへの備えを強化するため、農業経営収入保険加入促進補助金50万円

を計上しております。

次に、商工費、予算額1億5,901万円で、前年度対比440万円の増額、率にして2.8%の増となります。新規事業といたしましては、第6次総合計画に位置づけ、町民ニーズやまちづくりの推進に欠かせない重点的な事業の方向性を議論していく2つの協議会を設置いたします。1つ目は、高齢化と小売店舗の減少が重なるなどの状況を踏まえ、町内の買物環境の向上を目指すため、町民や関係者で構成する、仮称でございますが、松田町買物環境向上協議会。2つ目は、松田山の優れた自然環境や眺望を生かすとともに、課題のある農地や森林の保全を図ることで調和の取れた活性化方策を議論する（仮称）松田山活性化検討協議会となります。

重点事業につきましては、プレミアム率20%、発行総額6,000万円となります。商工振興商品券発行事業に1,140万円、公園管理経費として宮下児童公園のトイレの洋式化及び遊具の塗装など、公園の利用促進に1,169万円を計上しております。そのほか、継続事業といたしまして、商工振興対策事業に815万円、桜まつりやきらきらフェスタなどの事業など、観光宣伝事業に2,351万円を計上しております。

次に、土木費、予算額8億539万円、前年度対比2億9,388万円の増額、率にして57.5%の増となります。主な増額要因は、新松田駅周辺整備事業にかかる基金積立金や道路新設改良整備事業などによるものでございます。重点事業であります新松田駅周辺整備推進事業では、再開発組合の設立に向けた支援業務や駅前広場の基本設計、警察協議、都市計画決定に係る図書製作業務、また駅前整備事業については、多くの町民が望み願う最優先事業のため、後年度の財源負担を軽減するため、令和5年度に基金積立金として2億2,500万円を計上しております。これにより、令和14年度末までの積み立て目標総額5億8,500万に対し、令和5年度末までに積立累計額は約4億500万円となることを見込んでおります。継続事業では、定住促進を進めるためには住環境などの基盤整備が不可欠なものであり、その対策の一つとして道路新設改良整備事業に1億3,075万円を計上し、安心・安全な住環境整備並びに住宅地

等の誘導促進、防災上の課題にも対応するための道路拡幅整備及び踏切内での安全なすれ違いを可能とするため、令和4年から引き続きの事業として、町道19号線町屋踏切改良事業などを計上しております。また、町道、生活道の老朽化などに対する道路補修及び生活環境改善を踏まえた、安全性や快適性を向上するための道路補修事業に2,730万円を計上しております。

次に、消防費、予算額3億2,257万円、前年度対比1億2,325万円の減額、率にして27.6%の減となります。主な減額要因は、消防広域化による足柄消防署松田分署の土地購入などの進捗状況によるものでございます。新規事業では、消防団管理アプリ事業に65万円、拡充事業の自主防災会育成事業として、防災士資格取得事業及び防災講演会の開催に51万円、防災資機材等整備事業では、非常時に必要な備蓄量の確保、老朽化した発電機をインバーター発電に交換するなど、非常時の対応強化を目的に555万円を計上しております。広域消防事業では、足柄消防署松田分署土地購入費にかかる費用として8,500万円、債務負担行為として物件損失補償に要する経費1億1,500万円、町消防団組織維持及び団の活動や運営に伴う消防団運営事業に2,045万円を計上しております。

次に、教育費、予算額5億6,763万円、前年度対比5億4,220万円の減額、率にして48.9%の減となります。主な減額要因は、松田小学校整備事業約5億2,000万円の完了などによるものでございます。新規事業につきましては、松田幼稚園園舎改修設計に778万円、コミュニティ・スクール事業に58万円を計上しております。重点事業につきましては、松田小学校太陽光発電設備整備事業に7,387万円、学校ICT推進事業については、小・中学校の全ての児童・生徒に、1人1台のタブレットを配付して学習を行う経費として1,551万円。英語教育推進事業については、拡充事業といたしまして、外国語指導助手ALTを、現在2名から4名に増員を行い、英語教育を強化するため2,341万円。スポーツツーリズム推進事業といたしまして232万円を計上し、スポーツ振興推進事業では部活動地域移行等を踏まえたスポーツ等のモデル事業といたしまして1,124万円を計上しております。現在行っております保護者負担

軽減を目的に、幼稚園の園児や小・中学生の児童・生徒の給食費の一部助成として694万円を計上し、さらに学校給食用食材の物価高騰分の補助といたしまして、給食費の10%を上限とした368万円を計上しております。

続いて、公債費につきましては4億3,598万円、前年度対比902万円、率にして2.1%の増となります。

予備費につきましては3,200万円を計上しております。

以上が一般会計における令和5年度当初予算案のあらましとなっております。

続きまして、特別会計、企業会計について御説明を申し上げます。まず、国民健康保険事業特別会計でございます。予算額12億6,087万円、前年度対比1,816万円、率にして1.4%の減となります。主な減額要因は、被保険者の減少などによる保険給付費及び保険税収入の減額によるものでございます。令和30年度の国民健康保険制度の広域化により、財政運営の責任主体となった神奈川県のご指導の下、資格管理や保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保険事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担ってまいります。松田町の国民健康保険は被保険者の減少や高齢化、さらに軽減税率の拡充、また税率改正などから、保険税収入は前年度対比3.0%の減となっております。

国民健康保険事業納付金につきましては、国民健康保険制度の広域化の制度設計時の激変緩和が引き続き図られることになっております。制度改革の影響を鑑みながら、事業遂行、医療費の適正化に取り組んでまいります。また、引き続き、保険者努力支援制度による交付金の財源確保を基に、管理栄養士を配置し、生活習慣病の重症化予防に傾注してまいります。保健事業の地域包括ケアシステム推進事業におきましては、健康の見える化事業に引き続き取り組んでまいります。

次に、国民健康保険診療所事業特別会計につきましては、予算額4,756万円、前年度対比1,465万円の減額、率にして23.5%の減となります。主な減額の要因は、医薬品、衛生材料費などの医業費の減額などによるものでございます。国民健康保険診療所は、地域の皆様方から信頼され、身近で安心な診療を受

けられる地域機関として重要な役割を担っています。引き続き専門の医師と県立足柄上病院の医師とで診療を行い、町民の皆様の健康と地域医療の向上に取り組んでまいります。

上水道事業会計につきましては、予算額2億7,193万円、前年度対比8,747万円の増額、率にして47.4%の増となります。主な増額要因は、令和6年度に完成を予定しています宮下水源の水害対策事業2年目の工事等によるものでございます。水道使用量収入につきましては、前年度対比125万円の増額となっており、資本的支出では宮下水源水害対策といたしまして、自家発電設備改修工事等を予定しております。引き続き安全でおいしい水の供給と、非常時に対応できるよう取り組んでまいります。

次に、寄簡易水道事業特別会計につきましては、予算額5,478万円、前年度対比291万円の増額、率にして5.8%の増となります。主な増額要因は、エネルギー料金の高騰による動力費の増加によるものでございます。なお、令和6年度から公会計の適用に向けた移行委託料1,066万円を計上しております。水道使用収入につきましては、前年度対比3.8%の増となり、地域住民の皆様が安心して暮らせるよう、安定した供給を行ってまいります。

下水道事業特別会計につきましては、予算額2億6,351万円となり、前年度対比318万円の増額、率にして1.2%の増となります。主な増額の要因は、下水道施設の維持管理経費の増額によるものでございます。快適な暮らしを営むための生活環境向上と河川環境の保全に向けて、計画的に下水道の整備及び維持管理に取り組んでまいります。

歳入のうち、一般会計からの繰入金7,663万円は町債の償還に充てており、前年度対比3.8%の減となっております。

歳出の主な割合を占めている元利償還金につきましては、平成24年の町債の借換えにより、支出を抑制し、また平成29年度の料金改定を実施したことにより、一般会計からの繰入金の依存割合が削減されました。なお、令和6年度から公会計の適用に向けた移行委託料として1,130万円を計上しております。今後も収支バランスを勘案し、健全な運営に向けて、町民、議会の皆様

方の御意見を頂きながら進めてまいります。

続きまして、介護保険事業特別会計につきましては、予算額11億5,464万円、前年度対比1,988万円の増額、率にして1.8%の増となります。主な増額要因は、居宅介護サービス給付金の増額によるものでございます。

介護保険事業につきましては、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画3年目の年となります。計画に基づき、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域包括ケアシステム推進を重点目標とし、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、持続可能性を確保することに配慮し、適正なサービス提供を進めてまいります。

次に、用地取得特別会計につきましては、予算額1,536万円、前年度対比2万円の減、率にして0.1%の減となります。平成27年度に取得いたしました旧松田土木事務所跡地の起債に対する元利償還金を計上しております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額1億9,280万円、前年度対比274万円の減額、率にして1.4%の減となります。後期高齢者医療関係では、この特別会計のほかに一般会計から後期高齢者医療広域連合へ直接支出する広域連合事務負担金として781万円と、法定の市町村定率負担金1億2,092万円を計上しております。

以上が令和5年度当初予算案と当面の町政運営についての私からの所信の一端を述べさせていただきました。これにて終わらせていただきます。本日から議会の議事、よろしくお願い申し上げます。

議 長 町長の所信表明を終わります。

議 長 日程第4「議長の諸般報告」に入ります。

この報告は令和4年第4回議会定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。以上で議長の諸般報告を終わります。

暫時休憩します。10時20分から再開します。

(10時05分)

議

長

(10時20分)

質問に入る前にお諮りいたします。本定例会でも一般質問の録画をしたい
と思います。そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。御了承頂けましたので、本定例会での一般質問の録
画をいたします。なお、放映に向けて質問終了後、次の質問者の番になると
きに一、二分程度インターバルを取りますので、御承知おきください。事務
局は録画の準備をしてください。

議

長

日程第5「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第1号、寺嶋正君の一般質問を許
します。登壇願います。

11番 寺

嶋

それでは一般質問を行わせていただきます。受付番号第1号、11番 寺嶋
正。件名、子育て、暮らしを守る予算を。

要旨。(1) 子育て支援の充実策として、子育て世代引越し応援金や空
き家改修事業補助、学校給食費の負担軽減と無償化等のお考えは。

(2) 新型コロナウイルスの感染症法上の5類への移行に伴い、治療費は
患者の自己負担が生じる可能性がある。コロナワクチン接種の補助や感染症
防止対策事業の維持は。

(3) 公共交通におけるAIオンデマンドバスの導入や地域公共交通に基
づく新モビリティサービスの取組は。

以上お伺いいたします。

町

長

それでは、寺嶋議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

初めに、1つ目の回答をさせていただきます。令和5年度当初予算案に計
上いたしました子育て支援につきましては、主な継続、新規及び拡充事業に
ついて申し上げます。まず継続事業につきましては、小児医療費負担ゼロの
対象について、年齢を18歳までに引き上げての実施。保育所等の利用者負担
金につきましては、2人目の保育料の無償化など、子育て世代の支援強化を

実施してまいります。さらに、児童扶養手当を支給されているひとり親世帯支援金の給付や、産後の家事支援などの民間の産後ケアにかかる費用の助成も行ってまいります。学校給食につきましては、従来から行っております子育て支援の一環として、保護者の負担軽減を図るため、小・中学校児童・生徒の給食費1人当たり月額9,000円、幼稚園の園児の給食費1人当たり月額200円を補助してまいります。令和5年度につきましては、令和4年度同様に、給食費の食材高騰分として10%を上限に、学校給食費食材の物価高騰分の補助も行い、保護者の軽減を図ってまいります。

続いて、新規事業につきましては、母子保健事業として、新たに3歳児健診時に視覚屈折検査を取り入れ、お子様の視覚障害の早期発見につなげる事業、また、御提案あります空き家の利活用を目的とした空き家改修補助事業を予定をしております。

続いて、拡充事業といたしましては、国が示す妊娠届出時5万円、出産届出時に子供1人につき5万円の経済支援とは別に、新たに町単独事業として、新生児につきまして、松田すこやか祝金として5万円や、1歳、2歳児につきましては、子育て支援給付金として3万円の給付を行います。

小児インフルエンザ接種助成金では、小・中学生を対象としておりましたが、新たに対象を生後6か月からに拡大をいたします。

学童保育運営事業につきましては、現在行っています小学校1年生から6年生までの希望者を対象に、新たにALTによる英会話教室を実施。子育て支援センターなど各施設に対して子供が遊ぶ遊具の購入。子育て世代から要望の多い児童公園等の遊具の設置や塗装など、子供が遊びやすい環境整備を行ってまいります。

英語教育の推進につきましては、外国語指導助手、ALTを2名から4名に増員配置を行い、幼・小・中学校の英語教育の強化を図ってまいります。

教育環境の充実に向けましては、障害児への対応を行う介助員の増員を予定をしています。

スポーツ振興推進事業においては、部活動の地域移行等を踏まえ、モデル

事業にも取り組んでまいります。

さて、御提案にあります引っ越し応援金につきましては、現在移住・定住支援といたしまして、2世帯同居等促進奨励金をはじめ、住宅取得等に着眼した各種奨励金等を用意し、住宅取得に際する必要となる引っ越し費用の間接的な助成を継続してまいります。また、学校給食の負担軽減につきましては、現行制度を継続し、全てを無償化という御提案だと思っておりますけれども、につきましては財源の確保など、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

次に、2点目にお答えをさせていただきます。令和5年1月27日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部にて、新型コロナウイルス感染症を5月8日より5類感染症へ移行すると決定されました。移行後のワクチン接種費用や補助についてでございますが、まずワクチン接種費用負担につきましては、現在のように無料で受けられる予防接種法上の臨時接種について、国では2024年3月末までの1年間延長する調整に入ったという情報が入ってきております。今後、新しい情報が入り次第、町民の皆様にも周知してまいりたいと考えております。また、感染症防止対策事業の維持につきましては、原則、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対応方針に基づく対応の感染防止策に即した形にて対応することになりますので、現時点での対策として、継続するために必要となる経費につきましては令和5年度当初予算に計上しております。今後も新型コロナウイルス感染症の状況変化を注視しながら、後手に回らないよう対応を行ってまいり所存でございます。

続きまして、3つ目の御質問にお答えいたします。地域公共交通は地域住民にとって欠くことのできない移動手段であります。本町において75歳以上の高齢者人口の割合が増えている状況であり、今後若い世帯のマイカーの運転機会の減少や高齢者の免許返納などにより、様々な年代の移動需要に対応した公共交通サービスを進めていかなければなりません。そのため、町地域公共交通会議での議論において、新モビリティサービスの必要性などを確認するため、具体的に町民の移動等のニーズ調査を行ったところでもございます。

その調査結果から、地域の高齢化や地形的要因及び移動需要を踏まえた新たなモビリティサービスの導入希望への意見が多かったため、町地域公共交通計画案において、基本方針や目標として位置づけ、令和5年度にAIオンデマンド交通の導入に向けた実証実験を予定をしております。

この取組は町民の生活圏内における既存の交通を補完するとともに、多様なニーズに柔軟に対応できるAIを活用した配車システムを用いたオンデマンド交通となります。利用者がスマートフォンのアプリや電話で配車を予約し、予定した時間や乗降場所に車が到着し、あらかじめ指定された目的地まで安価に移動ができるサービスとなります。今後は地域公共交通の利用ニーズが高まることが予測されますので、既存のバスやタクシー事業者との連携を図り、継続的に乗ってもらえる移動手段の確保や連携について引き続き研究し、町民サービスの向上とニーズに沿った取組を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

11番 寺 嶋 それでは、再質問をさせていただきます。まず子育て世代の関連、関係です。空き家の利活用を目的とした空き家改修補助事業を予定しているということなんですけども、空き家リフォーム事業補助金…補助としての条件とかね、それから費用の上限額はどのぐらいなのか、考えているのかお伺いをいたします。

あとはですね、さっき行政報告にもあった…町長の報告にありましたが、お試し住宅のこの宿泊施設や農家民泊など、その確保とか、そういうプランはどのようになっていますでしょうか。以上、お伺いします。

参事兼政策推進課長 それでは1つ目のですね、空き家のリフォーム、いわゆる改修につきまして、これ令和5年度予算案として計上しているものでございます。まずですね、目的としましては、空き家をいかに活用してもらうかということを中心に制度設計をこれから定めていきたいというふうに考えてございます。その中で改修につきましては、原則ですね、1件当たり20万円ほどの改修費を見込んでおります。1件当たりあります。なお、例えば町内事業者が改修してもらったというような場合については30万円にしようかなというような、今、制

度設計を検討しているところでございますので、それにつきましては最終的に予算計上し、定めていきたいというふうに考えております。またですね、今回は解体というものも併せて予算計上しておりますので、そこも、例えば特定空き家という解体ではなく、今後ですね、空き屋を改修…解体をして活用してもらうことを条件に金額を定めていきたいというふうに考えているところでございます。

それとですね、2つ目のお試し住宅。こちらにつきましてはですね、近隣の市町村でもですね、このお試し住宅ということで、移住・定住につなげる、また、子育て世帯の支援としてやっておりますので、松田町もですね、そういうニーズに対応した、ある場所をですね、確保したり、そこを運営してもらうような事業展開をするための委託料として100万円を計上し、今後移住・定住に努めていきたいというように考えているものでございます。以上です。

1 1 番 寺 嶋 子育て世代、あと解体の関係でね、空き家の改修助成ということで、近隣の自治体でもですね、助成事業やっておりますので、その辺を参考にしてね、ぜひ本町でも取り入れてね、いただくことを、ぜひ御検討していただきたいと思えます。

次にですね、学校給食費のことなんですが、給食費の負担軽減ということで、10%上限に学校給食用食材の物価高騰分を特別に補助するということがありますけども、これはですね、今、松田小…給食費は、小学校の場合月額4,500円ですね。中学校は月額4,900円になっております。そのうち補助としては約1か月当たり950円補助しておりますが、10%の補助となりますと、大体1か月の補助はどのぐらいになるのか、お伺いたします。

教 育 課 長 ただいまの質問ですが、1か月の補助というよりも、食材が高騰したときの10%を最高に、食材を補助するものでございますので、単純に1カ月というものは出てこないものでございます。（「分かりました。」の声あり）

1 1 番 寺 嶋 それでは、学校給食費の今度は負担軽減ということでの全額補助ということでの無償化ですね、これについてお伺いします。回答では学校給食費の負担軽減を現制度を継続し、無償化については財源の確保など、今後の検討課

題ということで検討をしている方向ということだと思うんですが、これはです
ね、町内の、いや、教育関係者、あるいは子供たちの声をです、聞いて
様々な、無償化についての様々なやり方をです、ぜひ検討してみたいか
がかと思います。近隣の町では令和5年度から給食費の食材高騰、物価高騰
でね、一部を補助するというのもね、やる自治体もあります。それとやっ
ぱり全額補助の無償化になると財源がね、の確保がやっぱり大変だという
ようなこともね、新聞に載っておりました。子育て世代、いろんな広い範囲
でね、町長もチルドレンファースト、ファーストということで掲げてお
りますのでね、この辺についてです、ぜひね、実施する方向での考えを
です、再度お伺いしたいと思います。以上です。

町長 本当にほかの町がどんどん無償化をしていっちゃうところは本当羨まし
いなというふうに思っています。多分親御さんたちに聞けば、無償化して
ほしいという話になるだろうというのは重々承知もしております。今何か
おかしい気もするんですよ。何か子育て世代に支援するのは当然なことだ
と私も思いますけど、何かそれをやることによって、どういうふうに形にな
るのかなという感じもしています。可能な限り、少しずつでもです、負担の
軽減をしていくというのは私なんかも考えていますし。ただし、もう議員の
皆さん方も承知だと思いますけども、たしか全額を負担すると多分3,000万
近く負担金が多分増えると思うんですよ、全体で。全体で。その分を考えた
ときに…（「費用」の声あり）費用。要は、どこか3,000万削らなきゃいけ
ないってことですよ、御存じのように。松田町の予算というのは交付税もら
ってる町なので。だからその辺のバランスを今後いろいろ考えつつです、
財源をとにかく見つけて、我々としても、ほかの町にそういった点です、
遅れを取らないようにしたいとは考えております。ぜひともです、これは
もう子育て世代の支援とかというのは、国のほうでもやっぱりいろんな議論
をしていただきたいと思うので、寺嶋さんのネットワークを使ってです、
じゃんじゃんやっぱり営業していただいて、やっぱり国と県と町と、全体的
にやっぱり子供たちを…子供たちの育てる環境を子育て世代の方々と一緒に

なっつつくっていくようなことでやっていただければですね、非常に我々もありがたいと思います。思いは一緒ですので、それだけお気持ちを酌み取っていただければと思います。以上です。

11番 寺 嶋 学校給食費のね、無償化ということでは、町長も現在交渉…交渉じゃない。国とか県に要望してると思うんですけど、やっぱりね、私も給食への無償化というのね、本来は国がね、やっぱりやるべきなのかなという方向で考えて…思っております。ですから、国・県のやっぱり機関のほうにもね、強く働きかけていただきたいと思います。

次にですね、新型コロナウイルスの感染症防止対策ということで伺います。この5類に、移行に伴って、新型コロナウイルスワクチン接種についてはですね、ワクチン接種の費用負担ということで、今、無料で受けられる予防接種上ですね、今度は引き続き臨時接種を2024年3月末まで1年間延長するような情報が入っているということですのでね、当面ワクチン接種は無料で受けられるのかなと思います。あとはですね、今日の新聞にはですね、そのほかにも検査診療患者に負担ということでね、自己負担の試算などもね、載っております。

ですから、お伺いしたいのはですね、入院費…入院、医療費とかの公費支援、あるいは新型コロナの治療薬の公費負担ということでね、今後どのようになるのか、ワクチン接種費用の当面の無料化についてもですね、今後新しい情報が入り次第ね、町民の皆さんにぜひ周知をしていただきたいと思います。そのことについてお伺いいたします。

子育て健康課長 それでは、ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。議員おっしゃるとおり、本日の新聞にも載っておりましたけれども、5月8日以降、5類移行に伴い、外来診療等はインフルエンザと同様に患者負担ということですが、一応保険適用ですね、保険適用になって患者負担になるということが検討されているという状況で、見直し案については10日に発表される予定だと聞いております。正しい情報が入り次第町民の皆様には周知してまいります。ちょっとどういうね、内容かまだはっきりはしておりませんので、

それを見ながら、もし支援が必要であれば検討はしてまいります。

それとあとワクチン接種、そうですね、1年間引き続き無償化ということで今調整されているということですので、その辺も含めて、正しい情報は入り次第、町民の皆様には周知してまいります。

11番 寺 嶋 それではコロナ関連で。今後の新型コロナウイルス感染症…感染予防ということで、日常生活における身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、検温、3密の回避、こういう、今まである、何ですか、新しい生活様式と言われておりましたけどもね、このようなことは引き続きやっていかれるのかね。あと、窓口のこの対応ということで、今こういう、何ですか、感染防止の措置をね、取っておりますが、こういうのも引き続きね、当面やられるのか。あとはずね、コロナにかかって治ったとしても、やっぱり後遺症がね、出て、困っている方もいらっしゃると思うんで、そういう窓口、相談体制というのはどんなふうになっているのでしょうか。お伺いします。

子育て健康課長 まず1つ目の感染対策についてですが、5月8日からの5類感染症に位置づけられた後も、手洗い、手指消毒、換気などの3密の回避、そういった基本的な感染対策については大きな変化はございません。ただ、マスクの着用については、既に報道されてますように、厚生労働省から、3月13日以降、マスクの着用の考え方の見直しが示され、神奈川県がこれを踏まえてマスク着用の考え方というものを示されております。重症化リスクの高い方に感染を広げないために、マスク着用に関しての取扱いということで、主な点としましては、医療機関への受診や面会、高齢者施設への訪問はマスクの着用が効果的。感染した場合にやむを得ず外出をする場合に、人混みを避け、マスクを着用する。あと、通勤ラッシュ時などは着用を勧めるなどです。この辺につきましても、町民の皆様には正しい情報を広報、ホームページなどで周知してまいります。それと役場の窓口対応につきましても、今と同様、業務中は職員はマスクを着用ということで、検温とかそういったことも今と同様に当面の間は続けていく予定でございます。

11番 寺 嶋 感染症対策としては、やっぱり医療機関ですか、そういうところにいる…

行くとか、高齢者施設へ行く場合、やっぱりマスクをね、するようなことも
言われておりますので、その辺も十分気をつけていただきたいと思います。

次にですね、オンデマンドバスの導入についてお伺いします。町の地域公
共交通計画案ではA I オンデマンド交通の導入に向けた実証実験を予定して
いるということなんですけども、この実証実験の実施期間というのはどのぐ
らいになるんでしょうか。考えているんでしょうか。あとは、オンデマンド
バスの導入による具体的な事業計画というのはいつ頃示されるのでしょうか、
お伺いをします。

参事兼政策推進課長

それではですね、まず、地域公共交通計画、法定に基づくこの計画を今、令
和5年度末までに策定する中で、先ほど町長のほうからありました、アンケ
ートの中にですね、特にA I オンデマンドバスの交通のニーズが高いとい
うことで始めるものでございます。今予定している実証実験につきましては、
一応1年間を見込んでおりましたが、併せてですね、それ以降2年間は実証
実験を1年間やった上でですね、さらに検証する必要があるということで、
一応3年間を実証実験期間としては一応国のほうに提示をしているところ
はございます。

そして、事業計画は、この実証実験の計画はいつ発表されるのかという
ところなんですけれども、このですね、実証実験に伴う、今、交通会議あり
ます、法定会議が町の中であります。そこでですね、どういうエリアでど
ういう仕組みにするのかということも議論をしております。最終的に令和5年
の10月から11月までの間にですね、その機関と十分連携をし、どうい
う運行をするのか、どうい
う仕組みがいいのか、どうい
うエリアにするのがいいの
かというものを議論して、11月以降ぐらい予定として進めていきたいとい
うふうに考えて国のほうには申請しているところでございます。以上です。

11番 寺 嶋

オンデマンド交通のこれからの予定ということでは、11月、今年の11月ぐ
らいには方向性が出るんじゃないかということですので。そうしますと、地
域公共交通会議というのは、これから何回か持って、その中で方向性を決め
ていくというようなことでよろしいんでしょうか。

あとはですね、その運行地域とか運行時間とか、それから事業者さんも検討されると思います。それから、乗降ポイントですね。要するにバス停ですけども、どのぐらい、何か所ぐらい設けるのか、こういうようなことが決められるのかなと気がしています。

あと、最初ですね、利用に当たってね、利用者の登録の受付というのは、これは事業者が決まってからやられるのかね。あとは何か、アプリか何かで、もうそれを受付アプリみたいなのを作ってね、事前に登録、利用者登録されるのか、その辺のことについて再度お伺いいたします。

参事兼政策推進課長

まず1点目がですね、この地域公共交通会議を随時進めて会議を行ってやっていくのかということなんですけども、現在ですね、地域公共交通計画をつくるに当たって議論をしていることがありますので、ここの中でAIオンデマンドがありますから、引き続きですね、そこは議論をして、その上で先ほどの計画のエリアとか金額とかを定めていくという形になっております。特に町民アンケートでですね、ニーズが高かったものであると同時にですね、その事業者さんがどういうところにするのかとか、そこにはですね、交通会議の中に地域公共交通の関係機関が全て入っておりますので、そこの議論と一緒に合わせてやっていくと。また時間についてもですね、その中で議論をしていく形になっております。

先ほどポイント、どのぐらいのポイントをするのかというところで、今、国に申請を出しているのが240ポイントを町の中に定めていくような計画で、今、予算計上をしているところでございます。

それと、どういうふうに使っていくのか、利用者登録はどうかということがあります。先ほどの、11月頃には進めていきたいという中で、地域説明会をしていきます。そこにはどういう形でアプリを登録してもらうのかとか、そして電話どういうふうに対応していくのかということで、地域の皆さんにですね、周知をした上での実行と。基本的にAIオンデマンドなので、基本的にはスマートフォンでアプリを入れてもらえるような形が主体ということで御理解頂ければというふうに思います。以上です。

11番 寺 嶋 私の質問の項目は以上ですので、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で、受付番号第1号、寺嶋正君の一般質問を終わります。
受付番号第2号、齋藤永君の一般質問を許します。登壇願います。

5番 齋 藤 それでは一般質問をさせていただきます。受付番号2号、質問議員、10番齋藤永。財産の活用状況等について。

町長は他の公共団体に先じて政策を立て、特に官民連携や施設整備等は国の財産を積極的に活用されています。そこで次のことについて伺います。

1、コロナ禍のリモートワークに対応した、やまびこ館、寄農の交流拠点施設管理等の利用状況及び指定管理の現況について。

2、創生推進拠点施設（旧松田土木）における民間事業者の活用状況について。

3、普通財産の民間への貸付け状況について。

以上、よろしく申し上げます。

町 長 それでは、齋藤議員の御質問に順次お答えを申し上げます。

それでは、1つ目の御質問にあります、やまびこ館、寄農と交流拠点施設管理等の利用状況及び指定管理の状況についてお答えを申し上げます。まず、やまびこ館の利用状況につきましては、指定管理者のマス釣り場事業と連携し、主に夏場のレジャーやハイキングの休憩所として、またホテルの夕べなど、地域におけるイベント時の開放などで活用していただいております。

寄農と交流拠点施設につきましては、令和4年度から本格稼働を予定されておりましたが、市民農園の環境を整えるのに御苦労されており、現時点では部分的な運用にとどまっております。そのような中でも、マスコミを通じた情報発信や農業体験、マルシェ等のイベントを昨年3月以降、5回にわたって実施され、利用者の増加に努められております。

両施設におけるコワーキングスペースの利用状況につきましては、PRを含め、試験的な御利用はありますが、利用料金を頂く形での実績に至っていない状況でもあります。両施設はさらなる利用促進に向けて環境を整えてい

るところであるため、町といたしましても多様な機会を捉えて、コワーキングスペース機能を含めた施設の魅力について、情報発信など必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、指定管理の状況につきましては、やまびこ館が令和3年4月から5年間、寄自然休養村養魚組合に行ってもらっています。寄農と交流拠点施設につきましては、令和3年10月から4年6か月間、合同会社佐野ファームにお願いをしております。寄自然休養村養魚組合におかれましては、コロナ禍の影響減少に伴い、マス釣り場にお客様が戻ってきており、主な事業の復調の兆しがあるということですので、今後やまびこ館を絡めた事業など、利用促進が期待できます。また、合同会社佐野ファームにつきましても、市民農園事業を軸として、新たな付加価値について、連携する西湘うみかぜファームの皆さんとの検討されていることから、併せて寄農と交流拠点施設のさらなる利用促進にも期待しております。

次に、2つ目の御質問にお答えを申し上げます。松田町創生推進拠点施設、通称「スプラポ」でございますが、町が策定いたしました地域再生計画を基に、平成28年度より、町民の声を聞きながら旧松田土木事務所を活用して女性活躍推進拠点施設として整備いたしました。令和元年11月より各施設へのテナントを誘致して開業を迎え、町設置及び管理に関する条例にもあるように、目的として地域の振興及び地域活性化による地方創生を図るための施設であることは御承知のことかと存じます。

さて、御質問にあります拠点施設の利用状況についてでございますが、現在1階にはコインランドリーやスポーツジムなど、2階にはコワーキングスペースや子育て支援センターなどを設置し、施設が活用され、令和3年度においては全体で延べ4万3,000人余の方に利用頂いている状況でございます。現在のテナントとして利用できるスペースの貸出状況は約95%となり、かなり高い割合で利用していただいているところでもございます。

本拠点施設は設置から約4年が経過しますが、その間、新型コロナウイルスによる多大な影響があった中にもかかわらず、指定管理者を中心に、民間事業者の

たゆまぬ努力とノウハウを生かすことで町民サービスの維持向上を含めて自走することができ、指定管理者の本質でもある利用者ニーズに対応した質の高いサービスの提供を行っていただいていることはもとより、創生推進拠点施設事業負担金として、年間約700万円を指定管理者より町に納付していただき、町の新たな財源となっていることに感謝申し上げますところでございます。

さらに、コロナ禍における指定管理者の新たな取組として、新しい日常による生活やビジネススタイルの変化に対応すべくコワーキングスペースを設置し、テレワークができるスペースの確保を行い、また、県の補助金事業を単独に獲得し、屋上スペースを新たな用途として使えるようにするなど、積極的に施設の魅力アップに取り組んでおられます。引き続き本施設の設置目的に向け、官民連携して取り組んでまいります。

次に、3点目の御質問であります普通財産の民間への貸付状況につきましてお答えいたします。まず、本町が管理する公有財産には行政財産と普通財産があり、行政財産は特定の行政目的があり、町が公用または公共用に供し、または供することを決定した財産として、本町には150を超える施設を有しております。普通財産は行政財産以外の公有財産であり、特定の行政目的のない財産にて貸付けをしたり、売り払ったり、私権を設定できる財産のことです。本町では土地・建物を有し、土地は宅地や山林、原野など約600筆、建物は3棟となり、全体の活用状況は約20%となります。残り80%のうち、今後活用できる普通財産は約6%と見込んでおります。

さて、民間への貸付状況について御報告をいたしますと、令和3年度の決算額では14件で、収入金額は4,376万1,598円となっております。貸し付けた普通財産の使用目的は、自宅や事務所の敷地、従業員用の駐車場、ゴルフ場用地などです。また、普通財産の建物は1件で、旧寄中学校の貸付けとなっております。以上でございます。

10番 齋藤 お答えありがとうございました。利用状況等はよく分かりました。これ順番に行きます。まず、先ほどの、最初の1番に対してですね、寄農業の交流拠点、ここでコワーキングとかいろいろとやられて、まだテスト状況だとい

うお話でございますけど、最初の見込み等の計画とかというのはあったんでしょうか。その辺はどのような計画だったのかをお願いします。

観光経済課長 お答えをさせていただきます。まず、見込みということでございますけども、どちらもですね、指定管理の御議決を賜っております。そのときに計画でお示しをしております中にですね、コワーキング、月に20名ほど使うというのが令和4年度では計画上ございました。こちら農と交流拠点施設の中でございます。すみません、ちょっとやまびこ館のほう持ち合わせておりませんので、まずはそれで。

10番 齋 藤 分かりました。利用者の対象の人たち、例えば寄に観光に来て、そこでそういうの使って、ちょっとした時間で仕事しなきゃとか、それから地元、寄の住民の方、その辺のことはどのようにお考えになって、もし2つその辺御利用のほうを考えるとしたら、どのぐらいの割合で考えたとか、そういったものがありますか。

観光経済課長 御利用者の対象についてもですね、この御議決を賜ったときにいろいろ御説明を申し上げた記憶がございます。1つとしては、川沿いの交流拠点施設ですね。あちらに関してはバーベキューとか川遊びのお客さんも結構いてという中で、いわゆる観光の部分もあるんでしょけども、あそこの事業自体は、ベースとしてはその農園の事業もやっていくと。農業でその体験のものもやっていくという話の中では、農業の方があそこのそのコワーキングのスペースが使われて何か作業できるものもあるんじゃないかというような御説明を申し上げた記憶がございます。

あともう1点は、やまびこ館さんのほうですけども、あちらに関しても、先ほど答弁のほうの中でもございましたけれども、釣り場の関係でですね、マス釣り場さんの関係でお客様も来られている。ハイキングコースの出入り口でもある。いわゆるそういった中で、ベースとしては観光客かなということで整理をしてございました。

10番 齋 藤 分かりました。観光客がある程度利用してくれるという予測のもとでこれを作られてきたと。地元の寄の住民の方たちも使うのかなって部分もあるの

かなと思うんですけど、観光客へのPR、地元へのPR等は何かやられましたか。

観光経済課長 情報の発信の仕方ということでございます。一つといたしましては、まずその事業者、指定管理者側でお持ちのホームページ等でですね、この施設の利用について御案内を差し上げている。また、SN等も…SNSとかですね、こういったものも使って御案内をされておられます。あと、町といたしましてもですね、例えばいろいろな場で、何ていいますかね、PRをさせていただくようなイベントごとですね、こういったときにチラシをお持ちですね、PRをさせていただいたことが今年度も2回ほどございました。以上です。

10番 齋藤 分かりました。そのような状況下で、まだまだ利用が少ないということだと思うんですけど、ここの寄農のこの交流拠点のところ、先ほど町長のお答えにもあったように、まだ部分的な運用ってお答えだったんですけど、何かが、どの部分が活用されて、どの部分ができなかったのかということに関してはいかがでしょうか。

観光経済課長 部分的な運用というところの説明の中でですね、まずその農園事業を主体としてやられていくという中で、区画数が伸びてないと。借りていただくその区画数がなかなか伸びてないという部分で、大分まだ空いてる土地がございます。部分的というところの御説明に関しては、イメージとしてはそうであって、農園と、そうですね、ここ建物の話、管理棟の話もあると思うんです。管理棟というのも当然連動して動く部分ありますので、そういった面ではフル活用がまだし切れてないというような意味合いでございます。

10番 齋藤 分かりました。ここの佐野ファームさんでしたっけ。お金頂いてるんですよ。あまり、管理がというか、区画が伸びてなかったら向こうの収入もなくて、支出も難しくなってるんじゃないかなと。ましてコロナの状況がある中において。その辺はちゃんとされてるのかどうか。いかがですか。

観光経済課長 指定管理者のほうの経営状況の御心配を頂きましてありがとうございます。まず、あそこの場所に関してはですね、指定管理者さんから土地、町が地権

者さんにお支払いをしている土地代相当のお金をですね、お支払い、町のほうに納めていただいています。ということは、それよりも稼がなければ当然いけないというのはごもっともでございます。今現在ですね、正直、先ほど申し上げたその農園のね、借りてる状況、あとイベントを打ったからといって大きい収益にはなかなかつながらないので、なかなか厳しいところはあるというふうに聞いてございます。

ただ、経営の体制としてですね、その指定管理者を受けるに当たって、市民農園事業はどういう体制で運営されていくのか、これについても当時御説明を申し上げました。合同会社佐野ファームさんというのは、西湘うみかぜファームさんとおっしゃる経営体の中の一部、一緒にやってる仲間がいらっしゃるということで、やはり負担というのをその中でうまく分散をなさっているというふうにお伺いはしております。

先ほどの答弁にもあったように、今後ですね、なかなかその市民農園という事業が当該地区でなかなか厳しい。法律も変わりますよね。農地法の改正もあって、やはり農業への参入の垣根が低くなっていく。そう考えると、その市民農園の果たす役割というのもだんだん変わってきております。そういう中で、やはり事業者としてですね、先ほど申し上げたとおり、連携する仲間と新しい展望というものを少し考えさせていただくという部分がございしますので、その節はまたいろいろ御相談をさせていただきたいと思っております。

10番 齋藤 分かりました。佐野ファームさんともう一つ、うみかぜさんたちもね、ビジネスなんで、マイナスはしたくないと思うんでね、何らかの形で町が支援していただきながら、寄地域の活性化になっていただければと思いますので、お願いしたいと思います。

続きまして、2番目に創生拠点、スプラポですね。この辺、条例的なものの中において、指定管理者の権限とか、あと、そこに入ってくる人たちのビジネスをやろうとしている人たち、またそれを今度利用する人たち、3つありますよね。あと町の立場入れると4つになりますよね。その辺が、皆さん

目的が違う部分なんで、この辺、ある程度整理していかないと管理するのに難しくなったり、使用するのに難しくなったりと、いろんな問題が出てくるんじゃないかと思うんですけど、その辺でちょっと心配な部分だったんで、その辺はどうなんですかね。お願いします。

参事兼政策推進課長 このスプラポの施設につきましては、管理するのということと利用者のニーズを酌むのと、そしてどういうふうに自主財源を、収益を生んでいくかということについては、毎月ですね、1回必ず町、事業者さん、テナントを含めて全ての事業者さん、そして第三者的な部分も含めてですね、入れるときはちょっと入れる、学識的な部分を入れるときもあるんですけども、原則ですね、その辺の情報共有をし、課題を全部挙げてもらってます。それと同時にですね、例えば新たにこういう事業者がきますといったときに、必ず町のほうに指定管理者との契約がきまして、それを受けてどのぐらいの収益で、どのぐらいのことをやるのかというものを町も一回受けて、それで承諾をするというようなことも引き続きやっておりますので、その辺の課題についてはですね、民間のノウハウを活用しながら、町の行政の法的な部分を情報共有をして、毎月1回してますので、それについて今のところ大きな課題があって、こうしていくというのがないんですけど。例えば、例えばなんですけれども、駐車場の入り口がちょっと不備があって危ないというのは、至急もうその辺はすぐに情報きます。毎月毎月の定例会じゃなくても。そういう連携は取れていますので、その際には町も対応するというリスク分担もはっきりしてますので、そういう取組は引き続きやっていきたいと考えております。以上です。

10番 齋 藤 全体でやるのは分かるんですけど、指定管理者の権限ですか。どこまでの部分っていうのと、あと町としては町長の権限で対応できる部分もありますよね。それと、あとテナントの人たちはどこまで。公共部分もありますよね。あと来たお客さんたち。なかなか条例1個で難しいのかなと思うんで、その辺を整理されたらどうかなとは思いますが。その辺はいかがですか。

参事兼政策推進課長 まずですね、この施設についての条例制定をしております。そこにですね、

指定管理者という制度、これを指定管理者制度の権限ということもあるんですけども、契約して町がやることに対して、民間のノウハウを活用するための指定管理制度の協定を結んで、議会の承認を得てやっているといるところなので、必ず指定管理者全て権限を有してはるわけではなく、その指定管理と…法律に基づくものなので、その辺はしっかり今後も進めていきたいというふうには考えております。テナントが自由にやるとか、そういうことはあり得ないので、まずテナントさんが入ってくる時、どういう目的かというのは、指定管理者と調整をしながら。それを受けて町のほうに来ますので、それを町が駄目ですとかいうことはしないで、その話を聞いた上で、両者の上で権限…町の権限を含めてですね、認定をするというふうになっておりますので、引き続きそういうふうな形でやっていきたいというふうには考えております。以上です。

10番 齋藤 分かりました。指定管理者とテナントが契約をしますよね。そのときに、ちょっと一部、ちょっと私見させてもらったもので、共用部分の清掃とか入ってるんですけど、これは借りてるテナントにとっては、家賃で払ってますよというふうにお話は聞いてるんですよ。結局、指定管理者がどこかに清掃を丸投げしてるらしくて、結局それでも追いつかないので、借りてるテナントが草むしりとか、いろいろなことをやっていますというのが現状ですとお話を聞いたんですけど。共益費を払ってるのに、何で一緒に掃除しなきゃいけないと。多少の清掃はいいですけど、そういったちょっとクレームを私も聞いたので、管理状況がきちんとされてないのかなと心配してるところなんですけれども。そういう部分は把握しておりますか。

参事兼政策推進課長 まず、共用部分についての収益ということで、指定管理者の協定を結んでます。そこは電気とかも含めた形になると思います。今言われている清掃の部分は、共益費の中に含まれているんじゃないかというような取り決めを、当初、町の中では多分恐らくしてないと思うんですね。一緒にこういうふうやっていこうと。町もそこに大きな修繕だったら町がやるとか、そういう話は定期的に1回の月の中でやっていますので、もしその辺の課題があればです

ね、うちのほうにも入ってきますが、今のところそういう情報が入ってなかったもので、その辺はちょっと再度確認をさせていただいてですね、よりよい方向に持っていきたいというふうに考えております。以上です。

10番 齋 藤 課長、これ契約書の一部なんですよ。ここに共益費、本物件の共益費として、標記の金額を賃料と共に甲に支払うものとする。その中に、共用部分等の清掃ってあるんですよ。だから、契約の中には全て入ってるみたいなんですよね。その考えだと、今の件、もう少し管理をきちんとしていただくようなことを管理者のほうに言っていただいたほうがいいのかなと思うんですけども。これは言うだけでいいことなので、いいんですけども。

次にですね、最近あそこでも施設の駐車場の管理もありますよね。施設の一環として。そこにキッチンカーが常設してますよね。ああいう部分は食事のなんで衛生管理の問題があると思うんですけど、駐車場にキッチンカーを置いて、テントも常設されてるんですよ。駐車場の使用の仕方もそういう形でいいのかな。その辺は見てられると思うんですけど、いかがですか。

参事兼政策推進課長 まず、駐車場の件なんですけども、テナントの方については必ず1台。テナント料の中にですね、含めて1台を保有していると。多分、恐らくそこにですね、1台分の中にキッチンカーですか、を設置をして取り組んでいるということなので、駐車場についての使用料の条例規定はないので、そこは町のほうとしても、このテナントについては何台ここに置きますよという駐車場を貸してる状況なので、そこに対しての使用料を取るとかいうことは、今考えておりません。過去にですね、駐車場にどうしても一時的にキッチンカーを置いてやりたいという業者がいました。そこについては、指定管理者と調整をした上でですね、使用料を指定管理者の範囲内で取っていただけるといような形でやったことはあります。なので、今置いているキッチンカーについては、その駐車場スペースとして貸していますので、そこで運営をしているという形で解釈をしています。以上です。

10番 齋 藤 キッチンカーが決していけないって言うわけじゃなくて、常設していいのかっていう、そのルールがスプラポの中にあるのかな。たくさんキ

キッチンカーが来てくれれば、そういう募集も楽しいじゃないですか、住民にとっては。その辺のルールがきちんとされてるかどうかっていうことを私聞きたいんですよ。ちょっと聞きますと、そこで物を買って、横の倉庫でイートイン的に食べてると。横の倉庫で、本来ならキッチンカーの施設を設ければいいけど、倉庫は衛生管理上販売する施設にはできないってことも聞いてますので、そのイートイン方式をその方法でやって、外に駐車場で…キッチンカーは保健所の許可取らないとできないので、その辺がいいのかどうか。要はルールをきちっと作っていつてあるのかどうか、今一番心配してるところです。それでよければ、誰でも平等にキッチンカー来てよと言って、もっともっとたくさんのイベントできるし、常設でもう置いてもいいルールだったら、そこがキッチンカーエリア的になれば、まずはまた一つの名所にもなるじゃないですか。小田原市なんか毎週1回キッチンカーを市内の駐車場に入れてランチを対応させてますよね。そういった1台じゃなくて何台もできるような形を作るのには、やっぱり最初にルールが必要だと思うので、その辺がどうなってるのかをちょっとお聞きします。

参事兼政策推進課長

そうですね。小田原市の件は十分理解をしております。松田町につきましては、先ほど言ったとおりですね、テナントの方には1台分を貸しますよ。含めてのやっております。今はそこにやっていると、キッチンカーを置いて事業をやって、保健所の許可も取ってやってるんですけども、それを中で販売してるとかというような行為があるということであれば、その辺を確認はさせていただきます。確認します。その辺のルールのものは、基本的な法律に基づいたルールなので、それは基本的に中で販売行為が認められないのであれば、それはちょっとほかの形で考えていきます。

あと、キッチンカーを駐車場にどんどん置いてもらいたいということは、全然私としてはいいことだと思います。ずっとそこに置いて何かをやるっていうことではなくてですね、例えばマルシェをあそこでやりたいから、このスペースを貸してくれということであれば、過去もですね、そういう事例がありますので、その代わり条例がないので、あそこ幾ら取るとか、そういう

のは指定管理者の裁量のもとにですね、おおむね幾ら取ろうということは町のほうに確認してやっていきたいというのはありますので、その辺の活用方法はぜひ指定管理者を含めてですね、情報共有させていただきたいというふうに考えております。以上です。

10番 齋 藤 駐車場の横の施設で販売してるんじゃないくて、施設で食べさせてるんです。イトイン。食べ物って、買ってって持ってもらうと8%ですけど、食べてもらうときには10%の消費税がかかるんですよ。同じのものをやっても。その辺のルールがある程度きちんと分かってないと、どこかで突っ込まれたときに、そこは痛手になるので。それと、今言ってるように、キッチンカーたくさん来てたほうが本当面白いですし、今若い人たちはそういうものに飛びつきますのでね。その辺、こういうイベント的にやったりすることが、この集客にもさらにアップするのかなと考えておりますので、そこをお願いしたいと思います。

それでは、3問目いきますけれども。普通財産の民間への貸付状況。普通財産で民間への貸付状況。寄の、そう言えばNPO法人ゆさんですか。ここはたしか無償で貸してたんでしたっけ。その辺お願いします。

総務課長 ただいま齋藤議員の御質問にお答えします。寄地区の旧試作田の跡地のことだと思いますが、あちらの土地につきましては、環境上下水道課のほうですね、木質バイオマス事業で使用するというので、町の総務課のほうに申請が出ております。以上です。

10番 齋 藤 無料で貸してるっていうことで。何年貸してるのか。

総務課長 無料で貸しております。期間は1年。1年更新になりますので、今現在はですね、令和4年の4月1日から令和5年3月31日までの1年間の申請となっております。以上です。

10番 齋 藤 分かりました。町のお風呂のところで原木とか材料を用意していただいていると思うんですけど、供給は順調に進まれていって、そこの会社が、ゆさんがある程度お金もうけができてるのかどうか。最初にお金がないと、原木も買うお金も必要じゃないですか。地域で木を買って回していくっていう部

分だと思うんですよ。その辺はいかがですか。

環境上下水道課長　　まずですね、先ほど仮に貸してるって言ったんですが、仮に貸してるわけではなく、木質バイオマス事業ということで、前にもお話ししたとおり、森林保全だったり地球温暖化、防災対策、エネルギーの地産地消など、幅広い分野を推進するために実施している事業でございますので、そのための原木等の仮置きをする場所ということで、仮が使うというよりは、その原木を福祉センターの健康の湯で使ってるまきの製造に使っているということで、今、三角地に持ち込まれているものについては、例えば森林組合さんだったり、東京電力が地元の地域内で出た木なども置けるような場所で、将来的には地域ぐるみで地元の方が持ち寄れるような場所ということなので、仮に貸してるというわけではございません。健康福祉センターのほうにはですね、今、仮のほうからほぼ100%、まきのほう入れておまして、事業のほうも順調に進んでいるということで聞いておりますので、よろしく願いいたします。

10番 齋藤　　事業も順調にいったらいいと思います。あと、焼却場跡地に、前ドローンの会社に何か無料で貸してましたよね。あの辺は今どうなってるんですか。

総務課長　　まず初めに、寄の焼却場の跡地につきまして、ドローンの会社ということなんですが、こちらのほうは、無料ということよりも現場のですね、維持管理をやっていただくような形で、草刈りと清掃等をやっていただくということと、あとドローンの関係でございますので、防災上、災害時に協力ができるということで、そういうことも踏まえながら許可をしているところでございますが、今現在ですね、令和4年の10月にですね、コロナ禍において利用が全然見込みないということの中で、返却という形での形になっております。以上です。

10番 齋藤　　分かりました。じゃあ今は借りてないということですよ。普通財産、先ほど町長のお答えの中で、たくさんあって、その活用ということで、要は例えば無料でもいいですよ、お金もらってやれるなら、することによってこの町の人たちが雇用が生まれるとか、何か地域の活性化になれるんだとか、そ

ういうものに使っていただくんだったら、何の問題もないと思うんですよ。ただ、今までやってきた中で、そういうものに活性化できてる部分があるかどうか。また、地域の雇用になってるのかどうか。そういった部分を検証されたことはありますか。

総務課長 すみません。今、議員がおっしゃられた活性化とか、地域の雇用という形ではございますが、先ほどの焼却場跡地の話で申し上げますと、草刈りなんかはもちろん地元の業者さんであったり、シルバーさんであったりという形で使われておりますので、そういう意味では雇用とか、そういう意味ではやられてるのかなっていう形で思ってるところでございます。また、活性化等につきましては、貸し出すことによって、今、環境上下水道課長が申しあげましたように、試作田等のような跡地につきまして、今後地元の方々が運用して、それに伴って、その地区の活性化につなげられるような形でやっていけたらと思っております。以上です。

10番 齋藤 これですら最後です。やっぱりそういうもの、行政の財産を使って、松田町が発展していってもらわなきゃ意味ないですし、地域の活力になってもらう。雇用も生まれる。それとあと4月1日からですね、小田原市あたりは、地域の経済を活性化させるために、小田原市地域経済好循環推進条例っていうのを4月1日施行するんですよ。中身、単純に罰則規定はないんですけど、地域のものは地域で買って、使ってっていう流れをつくるためらしいです。こういった条例を作りながら地域でお金を回していくとか、経済を回していくようにしていかないと、今コロナで3年間厳しい状況の商業関係はあると思うので、できればそういったものに、何らかの活性化できるような仕掛けをしていただきたいなと思って、こういった質問をしました。終わります。ありがとうございました。

議長 以上で受付番号第2号 齋藤永君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。休憩中に昼食を取ってください。午後は1時より再開いたします。

(11時35分)

議長 休憩を解いて再開します。

(13時00分)

受付番号第3号、井上栄一君の一般質問を許します。登壇願います。

6 番 井 上 それでは、議長の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第3号、質問議員、第6番 井上栄一。件名、新松田駅周辺整備事業等について。

要旨。令和5年度予算案で、新松田駅関連の整備・計画が具体的に進む道筋が示されましたが、現在、町民の駅周辺整備事業への理解は、まだまだ深まっていません。

そこで、1、駅周辺整備事業は、5年度以降再開発組合設立、都市計画決定等を目指す計画です。現在、計画区域や規模は組合設立後に決定。駅周辺の交通計画や駅前広場の具体的構想も、いまだ示されていません。再度、町の事業に対する考え方をお聞きします。

2、駅前広場整備を再開発事業と切り離して実施するお考えは。

3、北口と関連する新松田駅南口駅前広場整備は、北口整備事業と同時進行なのか。南口広場整備をどう進展させていくのか、お考えは。

以上の項目について、お伺いをいたします。

町 長 それでは、井上議員の御質問に順次お答えをいたします。御質問に対する回答が一部前回と同様になりますことを御承知願います。新松田駅周辺整備につきましては、地権者の皆様方や公共交通事業者様など関係者の御理解を賜りまして、令和4年6月に地権者検討会を立ち上げ、その後、8月、10月、12月と令和5年2月に計5回検討会を開催し、多くの地権者様に御参加をいただいています。これまでの検討会にて、市街地再開発事業の仕組みや組合組織の運営、ディベロッパーなどの事業協力者との関わり方や、権利変換の仕組みなどを説明の上、地権者同士での意見交換及び個別に御意向や考え方を確認し、次回、4月に予定しております検討会にて再開発事業の任意組合であります準備組合の運営方法や規約などを定め、その後、5月に設立総会を行う予定としております。準備組合の設立後、準備組合が主体となり、ディベロッパーなど事業協力者、候補企業の選定を行い、理事会、総会で決定した後に実現性のある具体的な事業計画案の検討、作成を行っていく予定で

ございます。町は公共施設を管理する立場として、引き続き令和5年度についても駅前広場の基本設計を実施し、都市計画決定に向けて県都市計画課との協議調整、また並行して県警察本部との交通協議を行い、都市計画法の協議を完了する予定としておりますので、さきにお示しいたしましたスケジュールどおり、令和5年度中には具体的な計画をお示しできるものと考えております。

続きまして、2つ目の御質問にお答えをさせていただきます。駅前広場の整備につきましては、駅利用者の安全・安心の確保とともに、本町の玄関口にふさわしく、町民が快適に利用し、町の賑わいを創出する駅前広場や商業・住宅・公益機能、オープンスペース等の総合的かつ一体的な整備が求められているため、駅前広場、道路などの公共施設の再開発ビルを個々に整備するものではなく、当エリア全体のまちづくりの実現に適した事業手法であります市街地再開発事業により、一体的に整備することで、合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業といたしまして、県とともに調整を重ねてきております。本事業の目的を達成させるためにも、切り離して実施する考えはございません。

続きまして、3つ目の御質問にお答えをさせていただきます。南口の駅前広場整備については、平成24年度より未完成のまま、現行での供用が続いておりますが、富士急湘南バスの小田原方面行きの路線の分散など、北口・南口が一体的となった機能配置を考えているため、計画の実現へ向けて、引き続き地権者様との交渉をタイミングをはかりながら、南口駅前広場整備事業についても早期完成を目指してまいります。

最後に、約3年間に及ぶ新型コロナウイルス感染症や、国際社会での経済的な影響がある中であっても、北口・南口を含め、新松田駅周辺一帯の整備事業として、地権者や公共交通事業者はもとより、町民や商工業者など多くの関係者に御協力を賜りながら進めてまいりましたので、これまでどおり、事業の完遂に向け強い信念を持って取り組んでいく所存でございます。多くの町民が望み、願う最優先事業でありますので、引き続き議会の皆様方の御理解、御

協力をお願い申し上げます。以上でございます。

6 番 井 上 ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目のですね、再度町の事業に対する考え方ということで、幾つかですね、再質問をさせていただきたいと思います。何回かですね、同じ趣旨の一般質問をさせていただいておりますが、やはり、駅前の再開発事業、駅前の再開発というのはですね、やはり町民が長年要望している事業だということで、じゃあそれを実際に具体的に円滑に進めるためにこういうふうにか考えるのか、町はどういうふうにか考えるのかということをもとにですね、一般質問をさせていただいております。

まず、地権者検討会ということで、答弁の中にもありましたが、その中でですね、意向調査の結果が示されたということで聞いております。設立に…準備組合設立に向けた意向調査ということですが、この中でですね、やはり重要度が高いというふうに思われます。鉄道事業者のですね、小田急電鉄とJR東海については、この意向調査と申しますか、こういったもの…意向を伺っていないということの説明がありました。やはり、この会社2社はですね、松田町が進める再開発事業、駅前広場整備事業について、その参画がですね、欠かせない会社であるというふうに、当然ですが、考えております。その中でですね、この3年間、コロナ過で鉄道会社においてはですね、やはり利用者が減少して会社に出勤をしなく、リモートでですね、会社に行かなくてもいいというふうな状況ということで、かなり利用者が減少しているということも聞いています。こういった鉄道事業会社の厳しい状況というのが推測されます。

ですので、ここですね、答弁の中では令和5年5月ということで、準備組合の設立をですね、5月ないし6月にですね、行いたいというふうな前提で、あと3か月…2か月、3か月という短い期間の中でですね、町の駅周辺整備計画、再開発事業、ぜひ参画をしていただきたいと思います小田急電鉄とJR東海にですね、これはやはり町からですね、お願いをして、これらの事業に前向きにですね、取り組んでいただきたいと思いますというお願い、要請をですね、

することが必須ではないかなというふうに考えております。これらの要請等をですね、この2社に対して、過去はですね、そういった意向をお伺いをしていたということは聞いておりますが、現時点でですね、こういった準備組合設立の前という局面の中で、これらの要請等を行っているのか。または今後ですね、やるのか。いつやるのかということに対しての町長のお考えを、お聞きをしたいと思います。

参事兼まちづくり課長 御質問ありがとうございます。まず1点目、小田急、JRについてでございます。まず、小田急電鉄様におかれましては、既にこの細部、基本構想基本計画の後にですね、小田急電鉄さんとは既に協定を結んで、新松田駅の再開発については一緒にやっていきたいと思います。社長と町長がもう既に協定を結んでおりますので、事業について認識をしてないということは、会社的にもあり得ないというふうに考えております。それと、個別に今ですね、都市計画決定の区域について、もう小田急電鉄さんとは話を詰めております。1年間かけて3回ですか。もう本社のほうに行かさせていただいて詰めておまして、今後またもう1年かけて、どのようにやっていくか。それがですね、ちょうど準備組合と並行してやっていくという形になりますけども、準備組合への参画というのは、会社的には社内での取締役とか、そういった決裁も必要になるので、時期を見て、きちっと御回答すると。入らないとか入るとかではなくて、今検討してますよと。当然、再開発が決まれば組合員となりますので、準備組合は任意組合ですので、入るか入らないかは最終的に会社の判断になるかと思えます。

JR東海さんにおきましては、先月2月の中旬頃に一度静岡支社まで行かさせていただきまして、準備組合の参画ということで要請をさせていただきました。5月までには回答を頂けると。社内で検討して回答するという事で連絡を、その会議の席上でですね、お約束をしまりました。以上です。

6 番 井 上 今回の関連ですけれども、小田急とは協定を結んでいるということですが、これは時点的にはいつになりますか。

参事兼まちづくり課長 申し訳ないです。日にちまではちょっとですね…たしか全協でも議会でも御

説明させていただいていると思いますけど、小田急の社長さんとですね、町が協定を結んでですね、やった資料が…すみません。今、日にちまでちょっと覚えてないです。すみません、申し訳ないです。

6 番 井 上 それはですね、私の記憶がありますが、先ほどの再質問の中でですね、やはりコロナ禍という、そういう状況があって、やはり鉄道会社もですね、様々な財政的な中でですね、厳しい状況にあるということで、たしか小田急との話というのは、コロナ禍の前に、入る前だというふうに思っておりましたので、やはり後とですね、前とではですね、やはり対応の仕方が小田急さんにしてもですね、違うのではないかなというところからの質問になります。よろしくお願いします。

参事兼まちづくり課長 大変失礼いたしました。コロナ禍においてですね、小田急電鉄さんにつきましては、利用者が大幅に減少したという事実がございました。しかしですね、近年お話をさせていただきますと、それも8割方以上回復してきたということを知っております。また、そういった中で、今回の再開発事業等につきましては…の準備組合設立というのは、地権者としての参画です。小田急電鉄さんの景気、不景気というよりも、地権者さんですので、皆さんと同じ地権者です。橋上駅舎、自由通路の話ですと、小田急負担が必要かもしれませんが、今ここで御議論させていただいて、御質問を受けている内容につきましては、再開発でございますので、電鉄さんは私どもに対しては地権者、一地権者ということになりますので、御承知おき願えればと思います。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。それでは、小田急さんとはですね、一地権者としての参画だということで、JR東海については、2月にですね、支社に行ってですね、要請を行って、5月にそれに対する、要請に対する回答が得られるということだと理解しました。JR東海さんのですね、意向というのは、やはり自由通路等の関係もありますし、再開発事業の関係もあるということで、それについてのですね、経過が分かりました時点でですね、また議会への報告ということでお願いをしたいと思います。

2点目のですね、再質問に移りたいと思います。2点目といいますかね、1点目のやつの再々質問ですか。先日の地権者検討会の中ではですね、令和5年6月に準備組合を設立するというので、先ほど答弁の中では5月に設立総会ということで、そういう時期的にですね、本当にあと2か月、3か月というタイミングだということは理解をできておりますが。実際にですね、これらの再開発準備組合の中で、再開発事業に進む事務をですね…について、やはり大変だと思うんですよ。今の地権者検討会の中でですね、役員としては会長、副会長というメンバーとですね、あとまちづくり課の担当ということで、そういった中でですね、今の地権者検討会を進めていただいておりますけれども、それでだったら比べものにならないですね、今後の事務というのが想定をするというふうには思われます。

実際にですね、実務的に、再開発事業に関連する様々な事務を、いつ、誰がどのようにやるのかということで、先日の検討会の資料等でもですね、当然ですけれども、都市計画の決定は町が行います。地区計画の決定も町が、再開発事業の決定も町が行うというふうな説明があるとされています。ただ、これらの決定がですね、いまだされていないままですね、準備組合の設立へと進んでしまうのか。この点について、町側が決定しなければいけないことをですね、先にじゃあ準備組合に組合設立に向けての準備作業をやってくれよというふうな方向で投げかけてしまうのか、というのが一つの私の大きな疑問でございます。

私は町がですね、主導的に再開発事業の作業を行って先導、引っ張っていただかないとですね、やはり地権者検討会から準備組合、準備組合から本組合という。準備組合の中でディベロッパー等の事業協力者ができ上がればですね、ある程度線は引けると思うんですけれども、やはりそれまでのですね、道筋をですね、やはり町が支援をしていただかなければ、この再開発…駅周辺の再開発事業を進めていくことは無理ではないかなというふうに考えます。実際に実務的にですね、じゃあ再開発事業を事務局をつくってやるんでしょうけれども、いつ、誰が、どういうふうに進めていくのかというの

は、本当に疑問に考えているところです。町がこの点についてどう考えているのか、お伺いをいたします。

参事兼まちづくり課長 お答えいたします。まず、再開発準備組合の事務局でございます。これはですね、まず再開発準備組合をつくる時にですね、条例とか要綱とかですね、きちっと定める中で、事務局というものをきちっと定義してまいります。事務局の中には、理事ですとか…すみません。事務局は、組合の円滑な運営を図るために設置しますと。その中には、町の職員。それと、支援業務のコンサルタントが入ってまいります。それと再開発準備組合ができた段階で、先ほどから申してますとおりに、参加組合員ですね。予定される…ディベロッパーと言われてるものを決めていきます。その会社からも手助けを頂いていきます。なおかつ事業協力者というのが、また選ばれてまいります。俗に言われるゼネコンと言われてる部分ですね。そういった方たちの支援も頂いていきます。そういったもの、そういった方たちと町の職員と一緒にって事務局ということで進めてまいります。以上です。

6 番 井 上 回答ありがとうございます。ただね、事業協力者とかコンサルとかを決めていく前にですね、やはり準備組合としての事務作業を進めていくわけですよ。じゃあ、そこはじゃあ誰がやるのかということですね。実際に、そこではディベロッパーなり事業協力者を選定をする際には、かなり膨大な作業がね、あると思うんですよ。各複数社に意向調査をするのかな。アンケートをするのかな。そういった形の中でやるとか。その前に、実際に準備組合の構成員を決める。その段階の中でですね、ディベロッパーは選定をされていけば、かなりの資金力とか、それに対するノウハウ。あと、人員もですね、手助けをしていただけるんじゃないかなと思いますが、その前の段階なんですね。今のまま地権者検討会が、そのままね、移行してね、うまくいくはずがない。かなり町が主体的に関わっていかなければいけない。先日、町のほうの令和5年度の人事体制っていいですかね、そういったものも発表はされましたが、その中で再開発の準備室にはですね、やはり管理職がないというふうなことで、その辺がちょっと変わったのかどうかは分かりませんが、

そういった中の体制であるとですね、なかなか準備組合設立までとか、また準備組合設立した後のディベロッパーの選定までというのがね、大きいハードルではないかなというふうに考えますが、その辺はどうやってね、解消していくのか、町の考え方を伺いをいたします。

参事兼まちづくり課長　それではお答えします。まずですね、準備組合設立に向けて、膨大な例えば資料ですとか、手続とか、そういったものが必要になってきます。それについては、令和5年度の予算の中に、今年同様支援業務ということで予算化をしてあります。その中で、コンサルですね。支援業務を行うコンサルが町が発注して、町とともに準備組合を設立に向けて要綱の制定であるとか、そういうディベロッパーの選定に関わる部分だとか、そういった部分については支援業務で行ってまいります。併せて、広場の設計ももう1年基本設計をする予定でいますので、都市計画決定に向けた書類の作成であるとか、再開発事業の決定であるとか、地区計画、高度利用の決定などは、町が令和5年度委託する事業費の中から作っていくものであります。そういった形で準備組合の設立に向けて、支援を一緒にしていくということです。以上です。

6 番 井 上　ありがとうございます。令和5年度の当初予算書案を見ますと、今、担当課長の言われたですね、業務委託としてですね、4,500万円の部分が計上されています。それがその部分に当たるということで、その中で準備組合に対するコンサルの委託料を町が負担をしてやっていくということでは理解をさせていただきました。

それではですね、先ほどもちょっとお聞きしたんですけれども、これは町長のほうに聞いたほうがいかなと思うんですけれども。町のほうはそういった委託料ということで、令和5年度で4,500万円の委託料でそういった準備組合を支援していただけるということではありますが、予算…事業費関係のですね、部分についてはそういった部分でコンサル等の対応をしていただけるということですが、先ほど言いました事務局ですね。再開発の準備室の人員費の関係になろうかと思いますが、それについてのお考えを。私としてはですね、ぜひ管理職を置いてですね、ある程度やはり権限をですね、持たせた職

員の配置が必要ではないかなというふうに考えますが、町長のお考えをお伺いをいたします。

町長 御質問ありがとうございます。事務局さんは、当然ですけど、権限を持ってるっていうのは、最終決定権者はどうしても私になっちゃいますから、その程度の感覚で各職員さんたちも責任を持ってそれぞれでやっていただいているというふうに、今でも思っています。ですので、そういった業務に対して全うしていただければ、今の御心配は無用じゃないかなというふうに思っておりますので、ちゃんとその後は人の配置だとかっていうことでしょうけど、一応人件費等々はですね、見てますし、また予算の範囲の中で、今回提案させていただいているところで、その中で人の動きと、何とかやっていくことでありますので、そこの分の人件費は見てないってことはございません。以上です。

6 番 井 上 人件費は見ていただけるということですが、管理職のほうはですね、今、町長言われた考え方だということは理解をいたしました。

続いてですね、検討会の中でもですね、駐車場とか駐車施設とかですね、あと再開発ビル等ですね、事業モデルというふうに説明をされています。これはですね、再開発組合がですね、ディベロッパーが選定をされた後、中心になって進めるということで、そういった事業モデルの計画作りといいますか、事業計画作りをされると思いますが。コンサルの説明でもですね、先日あったコンサルの説明を読みますと、一般的にですね、再開発ビルには公共施設を設けるということで、集会施設なり、図書館なり、支所なりといったものの公共施設を位置づけるのかなというふうに理解をしました。今のところですね、町が再開発施設の中に、町の公共施設を設置をするという表明…説明はまだないと思うんですね。これにつきましてですね、再開発ビルで、まして駅にかなり近い場所であり、そこはですね、図書館、会議室といったもの以外にですね、やはり支所の機能とか、あと保育所の施設等がですね、やはり駅近という位置関係を生かして設置をするということが必要性がかなり高いというふうに考えています。町民の利便性の向上とかですね、再開発

ビルですね、床をですね、処分する際にですね、やはりここで町がですね、積極的なかわりをする。これだけの面積なり、これぐらいの面積を町は必要としてますよということが、これから準備組合の中で行うディベロッパーの選考の際にもですね、ディベロッパーからのですね、進出意向を高める要因になるのではないかなというふうには私は思っています。その事業予算というのは、当然町ですね、財政負担であります。そういったものを設置をすれば、当然その後の維持管理経費も負担をしなければいけないというふうに思いますが、この町民ですね、長年の思いのある駅周辺整備ですね、再開発組合、再開発事業を応援するという意味からもですね、再開発施設への公共施設整備の予算支出というのは絶対に必要ではないかなというふうに考えます。公共施設の設置と、それに伴う投資的事業経費、管理的事業経費の財政負担についてですね、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思ます。

町長 今、御質問頂いた件についてはですね、今年の調査結果というか事業推進の報告を頂きながら、当然、松田町としても、先ほどおっしゃられるようにディベロッパーの皆さんたちが進出しやすい状況を作るに当たって、そのうちの一つとしてですね、先ほど言われる行政施設の何ですか、そこに一緒に入るといった部分もあるだろうということは、認識をしております。これからですね、各セクションに対して、今行っている行政サービスを駅周辺の整備事業の中に、どういったものが見込まれるのか。これは一つは行政的な話でもありますね。今後はその辺の意見を聞きながら、既存の施設の利活用と、新たな商業施設、二重にならないようなことも、いろいろなことを検討しなきゃいけないと思うんです。だから、全くそちらに行政施設が入らないということは、当然私もないと思ってますけども、これからその辺の検討をですね、しっかりとやって、それに対して費用がどのぐらいかかるかっていうことを、調査の中でお互いでキャッチボールしながらやっていきたい。その節にはですね、当然予算が感じることでありますので、議員の皆様方にも御意見を頂いた後に、そういった方向性で進められればというふうに考えており

ます。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。令和5年6月からですね、準備組合が発足をすると。その中でですね、ディベロッパー選考を行っていくということで、もう大分ですね、そういったスケジュールにのっとっていくのであれば、時間的にもですね、短い時間の中で公共施設についてのですね、検討、調査を行っていかねばいけないのかなというふうに考えますが、ぜひですね、その辺はディベロッパーの選定の前にですね、できればというふうな形でですね、迅速な対応をお願いをしていきたいというふうには思います。

もう1点ですが、町ですね、駅周辺整備の構想というのは、今のところですね、計画として出てますのは、新松田町駅周辺整備基本計画だけだというふうに思います。その計画の中では、駅前広場の整備でですね、北口と南口広場、駅舎の改良の整備ということで、新松田と松田駅、あと南北自由通路の設置とですね、駅前広場のアクセス道路の整備といった4項目かな。4項目のですね、大きい項目が掲げられています。この定例会の後のですね、3月19日に第2回のまちづくりワークショップが開催ということで予定をされていますが、準備組合設立直前のタイミングでですね、町民等からまちづくりの意見を出していただく。町がその意見をですね、吸い上げるということですね、ちょっと6年度…令和6年度に都市計画決定を行うという今のスケジュールの中から見ると、じゃあ町がワークショップで出した意見、提案というのはどうなるのかというふうに、その対応が事業スケジュールから見た場合ですね、ちょっと時期的に遅いんじゃないかというふうにも感じます。

駅周辺整備事業としてですね、重要な人や車の流れというのは、駅前広場整備は安全な駅へのですね、アクセスを目的に進めるというふうに理解をしていますが、バスやタクシー、マイカー、人が駅へ集まる道路網の整備計画を示さないとですね、やはりワークショップをやる上での叩き台にならないのではないかと。単純に、町民のそれぞれの考え方、様々な考え方を吸い上げてワークショップをやって…やるのではなく、それをやるとですね、かな

りまたさらに時間がかかってしまう。その前に、やはり道路網整備等ですね、町の計画を示し、これをたたき台としてですね、じゃあ町民の意見、アイデアを受けてですね、これを修正するというふうなやり方が必要ではないかなというふうに考えます。準備組合の設立とですね、あと再開発事業の区域決定をする前に、やはり町が新松田駅周辺の道路整備。バス、タクシー、マイカー、人の流れを考えた道路網整備。駅前広場整備、南北自由通路整備。南北自由通路もですね、今のところ3つのプランがあるということで、まだ最終決定はしていないというふうに理解をしていますが、これらの計画をですね、町民に具体的に示すべきではないかと考えますが、町のお考えをお伺いをいたします。

参事兼まちづくり課長

それでは、お答えします。まず、ワークショップについてでございます。既にもう、一度開催いたしましてですね、ワークショップの内容ですけども、まとめてあるものを、たしか資料として検討会の参加者の皆様にはお出ししてありますけれども、要点を絞ってですね、新たなまちづくりをするような内容のワークショップではなくて、駅前にどういう施設があったらいいのかなとか、どういうお店があったらいいのというようなワークショップを展開しているつもりでおります。ここに新しい道を造ったらどうかとか、そういった内容でのワークショップではなかったというふうに考えております。

駅前の使い勝手、要するに御利用者の皆様の御意見を頂戴した中でのワークショップというふうに考えておりますので、新たな道路網の整備であるとか、そういったことはそもそも基本構想基本計画の段階で、道路網の整備を考えずに基本構想基本計画も考えてませんので、もう既に、ある程度案はまとまっていますが、現状とさほど変わらない。要するに、711が接道になると。下り道ですね。下り道が接道になると。それから、小学校に向かったのロマンス通りに歩道空間を整備して、車道を整備すると。駅前広場については、もうその2本の道路が要になるというふうに考えておりますので、その辺については、もう十分整理させていただいてますし、何度か御説明もさせていただいてるところだと思います。それ以外の県道につきましては、もう

県さんが歩道設置であるとか、交差点改良であるとか、72号とかですね、役場のすぐ下の72号とかですね、そういった路線については、県さんのほうで交差点改良、歩道設置と、そういったことを計画に入れて整備していただいているところであります。

それと、道路網の整備、橋上駅舎、南北自由通路等の件につきましては、今、小田急さんとこの2年間をかけて調整しながら、どの案に詰めていくんだよと。その後、まだ基本構想を、小田急さんに基本計画を提出した中でぎっちり絞ってもらって、その中から選んでいくイメージです。議会の皆さんにお出ししたものは、9個とか11個ある中のうちの分かりやすい3つを御提案させていただいて、あとは少しずつ変化に富んだものだったので、代表的なものを3つお見せしたというふうに私は説明させていただいてたと思います。そういった中では、来年もう1年小田急さんとそういったことを協議しながら、再来年には基本設計に入っていくのかというところで、小田急さんとまた新たに駅舎の整備についてということで、協定を結ばないとその事業には進んでいけません。そのためには、まず、もう一年、小田急さんと協議をさせていただくと。その中で、広場、再開発ビル、そういったものを、小田急さんにきちっと提示しながら、それを見せていくという形で、町もそれに合ったような橋上駅舎、南北自由通路といったものを展開していければいいかなというふうに考えます。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。まだ、小田急との、そういった調整が1年、令和5年度をかけて行っていくということでの理解はできました。この辺もですね、かなり、ちょっと2点目の駅前広場を再開発事業と切り離すということの2点目のところにも関わってくるんですが、再開発事業とですね…その前に、一番以前から行っているのは南口整備ですよね、南口整備をやっていますよね、あと、そうすると、南口整備で用地交渉、用地買収が完了をすれば、今度その部分を整備をしていくという段階ですけれども、やはりそこには南北自由通路が決定をしないと、その整備も、じゃあ南側、小田急線よりも南側はどうするのかということもありますし、当然それが関わってきますと、

再開発事業とか、駅前広場というものもですね、かなり複雑などいいますか、重層的な解決をしていかないと難しいということでは理解をさせていただきました。

それではですね、2点目の駅前広場を切り離して実施するということについてですね、その関連の再質問を行わせていただきます。駅前広場整備はですね、やはり面積もかなりあるということで、基本構想の中の計画によりますと、駅前広場整備は、広場整備面積が4,530平米でですね、用地取得にかかる面積が1,568平米というふうに示されています。残りの部分はですね、私の理解では、小田急用地が残りの約3,000平米程度ですか、ではないかなというふうに理解はしました。このやはり、3,000平米というですね、広場整備の箇所の大半を占める小田急用地というのは、重要なポイントになるかなというふうに思います。たしか、以前の説明の中でですね、再開発事業全体の事業経費等を説明をされた中では、小田急用地はですね、小田急からの寄附を受けるというふうに、私の記憶の中にはあります。駅前広場整備事業でですね、先ほど小田急との協定なり、例えばその駅舎の改良なんかの関係で、小田急と様々な交渉をされていくというふうに思いますが、小田急用地の取得に対して、寄附ということの確定なりですね、小田急側からすれば、先ほどもやはり鉄道ですね、利用者数、乗客数の減少による財政面での部分から、まるっきり3,000平米は、一般的なですね、感覚の中では寄附というのは難しいんじゃないかなというふうに考えをしていますが、そういった確約を得られたという説明もありましたので、現在ですね、やはりコロナ禍がほぼ収束をする段階の中で、小田急の用地を、小田急側の意向の確認なりですね、または小田急用地を買い取り方式で行うのか、行ってほしいという小田急側の立場なのか、小田急用地の取得に際しての町の考え方を、お答えを頂きたいと思います。

参事兼まちづくり課長

まず1点、今、御質問の中で、小田急用地を寄附してもらうのを確定したという御発言があったと思いますけど、私は、そうできたらいいなというふうに、たしか議場でも委員会でも発言させていただいたら、議員の皆様から、

そんなわけないんじゃないのっていうようなお言葉を頂戴したことを確かに記憶しています。ですので、町が小田急の土地をもらうということは言っていない。これは議事録等、もしくは録音等を確認していただければ分かるかと思います。私の希望としては、小田急さんの用地が寄附していただけたらいいなというふうにお話ししたことは覚えています。

それとですね、その用地交渉につきましてはということですが、小田急さんに私が出向いたときには、再三、寄附でどうなの、寄附でどうなのっていう、課長レベルぐらいの方には必ずお伝えしています。まだ、そのことを会社の中で上部に上げているかどうかは分かりませんが、そういったことはジャブのように手数だけは多く伝えておりますので、今後それについて、どのぐらいの金額で交渉に乗ってくれるのかということになります。しかしながら、現在、小田急さんの広場用地も再開発の用地の中に入れてまいりますので、権利変換方式という形で、単独で買うという形ではないと考えています。なおかつ、箱根そばとかですね、ああいったテナントもございまして、小田急さんの、地上階にですね。広場にくっついているテナントも、あれ、小田急さんの持ち物でございまして、そういったものの権利変換もございまして。そういったことも含めて、もう1年間かけて、小田急さんが組合になるときまでには、きちっと結論を出していただいたり、土地の単価なり権利変換なり、そういったことが出てくると、決定してくると思います。以上です。

6 番 井 上 回答ありがとうございます。そうですね、私は多分、寄附だというのは、その再開発事業なりですね、基本計画が発表された時点で、その財源構成の中に、その小田急用地の取得に要する経費というのがですね、町のほうの事業費として計上されていなかったからかというふうに思います。ですので、それは今、説明がありましたように、駅前広場事業も、再開発事業と一体をして行うことによって、権利変換対象になるということで理解をすればよろしいでしょうか。（「結構です。」の声あり）分かりました。続けて、よろしいですか。

それではですね、一般質問の3点目のですね、北口と関連する広場、南口広場の整備についてということで、お願いをしたいと思います。3点目の答弁の中で、バス路線は小田原方面等に分散をさせるということで、南口の整備を、用地交渉等が完了をしてですね、その後、南口を整備する段階では、バス路線をですね、小田原方面に分散をさせるというふうにありましたが、これらについてですね、間にですね、踏切を挟む。あと、宮下公園側のほう、宮下地区っていいですか、ガードがですね、大分低いガードがあるということで、南口と北口をですね、通過する際の、いろんな交通的にもですね、障害となるものがある中でですね、小田急線より南側をバスだけではなく、タクシーとかですね、あとマイカーによるですね、送迎車両のですね、部分、南口駅前を利用するバス、タクシー、マイカー。小田急線よりの北側は、北口駅前の利用ということで、バス、タクシー、マイカー、人をですね、人はですね、それぞれの南口・北口でいいと思うんですけども、バス、タクシー、マイカーをですね、利用者を分散させ、利用者の利便性の向上とかですね、やはり車両の渋滞等の混雑緩和を図るということで、南口・北口整備に関連性を持たせた計画がですね、駅前、駅周辺再開発、駅周辺整備事業としては必要ではないかなというふうに思われます。5年度の予算ではですね、南口の部分は、用地取得の物件補償のみの予算計上だけだというふうに思いますが、南口・北口の関連整備計画の策定をですね、どう考えるのか、それらについての考え方をお示しいただきたいと思います。

参事兼まちづくり課長

それでは、お答えいたします。南口の事業でございます。御承知のとおり、かなりの期間、休止をしております。大変申し訳なく思っております。町長の答弁にございましたとおり、早期完成を目指すということで、北口との関連というのは、当然、今、井上議員おっしゃったとおり、バス、まずバスは南北に分けたほうが、踏切での事故防止につながると。それから、踏切、北口の県道に出るところ、広場から県道に出るT字路、ガードの手前ですね、ガードの手前のところの交差点を小田原方向に曲がるバスがいなくなるとですね、交通緩和につながります。あれが、どうしても出た

くて待っていると、踏切までの距離がないので、前がクリアにならないと曲がれないと。そういったことですので、やはり南口の整備というのは、この松田、新松田駅・松田駅周辺地域を整備する中では、必須なことだと考えています。

それともう1点、先ほど御質問の中にありました、バスだけじゃなくて、タクシーそれから一般車両はどうなんだよということですが、南口の整備計画の御説明につきましても、過去にですね、何度か御説明をさせていただきまして、その中で、一般車両、タクシーを入れるということで御説明をさせていただきました。それと、この基本計画基本構想の中にもですね、南口のこのパース、この絵があると思うんですけども、ここに一般車とバスというふうに書いてありますので、タクシーも、タクシーベイを設置すれば、タクシーは降りたり乗せたりということは可能ですので、それはもう考えているところなんですけども、県警本部と協議したときに、南口を県警本部と協議したときには、もうちょっと一般車両を多くしないと、南口の混雑緩和にはならないよねっていうことを指摘を受けています。それと、その中で考えなければならないのは、これから小田急さんと一緒にやっていく自由通路、橋上駅舎等の事業においては、それを工事をするヤードが必要になります、工事をする場所ですね。それを取得をするなり、補償で買うなりして、将来的にはそこも広場にできたらいいなど。要するに西側に向かってです。南口の西に向かってです。そういったものも頭の中に入れながら、きっちとその全体の計画の中に、この区域もあつたら、これは橋上駅舎、自由通路にするときにこれは核となる土地だねっていうところが、また出てくると思います。そういった事業に合わせながら、計画を後戻りしないように、無駄のないように検討していくことが必要だと思います。議員おっしゃるとおりだと考えています。以上です。

6 番 井 上 答弁ありがとうございました。実際にですね、南口の整備を行うのは、用地はですね、先に取得をしておいても、やはり先ほどの駅の南北自由通路とですね、再開発事業も関連をしてくるのかな。そういったものが決まってこな

いとですね、途中で中途半端な整備はしてもですね、無駄になるということの中でですね、やはり、その整備計画というものをですね、担当レベルなりですね、の形の中で、ぜひですね、策定をしていただきたいということの中でですね、やはり先ほど言いましたように、その小田急線で分断されている部分をですね、どういうふうに迂回をするのかということですね、やはり道路整備計画をですね、考え方の中で示していただきたい。やはり、その小田急線のガードが支障となる部分が、河内自治会のほうにもありますし、その間に足柄上病院のところの踏切もあります。あと、開成駅側のほうのガードも、あそこもやはり地上高とかですね、あと幅員も大分狭いというふうな状況の中で、やはり将来的にもですね、その辺は小田急線のガードを改良するという計画をですね、前にまちづくり課のほうからですね、例えば川音川の河川沿いの道路の計画…計画といいますか、考え方もあるというふうな説明もあったかと思えます。その小田急線を、町の中心を走っている部分をですね、どういうふうによく通り抜けができる、行き来ができるのかというのがですね、松田町のやはり、課題かなというふうに思います。それについての考え方ありましたらですね、回答をお願いをしたいと思います。

参事兼まちづくり課長

それでは、御質問にお答えいたします。まず、小田急を抜けるガードが狭小部分が多いということで、すれ違い困難な場所、高さについてはですね、さすがに周りを全部下げてですね、道路を低くし、大型車を通過させるような構造にした場合に、松田町の市街地で人が住むところがなくなってしまいますので、幅についてのことは、大体、どこのガードについても検討しているところであります。特に、以前にありましたトウワ玩具さんですか、トウワさんのあった、あのガード等につきましては、駅周辺に近いところであります。あのガードにつきましては、2-9号線って、あの新しく、今は人しか通していませんけども、南口に向かえる、あのガードのどこから南口に向かえる5メートルの道路も用地買収して、一部、歩行者道としてつくっております。あの道路をつくるときにですね、既にガードの拡幅についても検討はしてあります。それと今回、トウワさんの跡地にですね、住宅が建築される

予定でいます。あの部分につきましても、今後どういう線形で振っていったらいいのかというところも検討はしております。できれば、一度にやってしまってくださいね、あそこは特に、今申しているガードの場所は、小学生の通学路にもなっております。見守り隊の人たち、方々がですね、毎日毎日見ていただいて、通る車に注意をしていただいていると、そういった状況も、町としても確認をしているところです。大変助かっているところでございます。ああいった危険な場所から、やはり直していくのが道路の整備だと考えています。

それともう1点、酒匂川沿いとか川音川沿いに鉄道を越えるようなバイパス的な、外周を走るような道路につきましては、先ほど井上議員おっしゃったとおり、この町道整備計画の中にも、構想的な路線として、ぐるりを、縁を通るような道路をつくったらいいねということで、構想的な考えでつくってありますけども、さすがに今、いろんな事業を展開しておりますので、近い将来、そういったものができてきて、松田に用のない、バイパス的な使い方の方の道路があれば、開成町、山北町、秦野に抜ける方々が外側を通って、町内に入らないで、町内の交通量が抑制できればいいなというふうに考えております。以上です。

議 長 時間ですので、まとめてください。

6 番 井 上 回答ありがとうございました。新松田駅周辺整備事業の関連のですね、再開発事業、駅前広場整備等の関連というのは、私の今、疑問等に思っていることについてはですね、答弁を頂きました。かなり町民の中からの声ではですね、どうなっているのか、南口はあのままどうなるのかと。北口のほうは本当にそれを実現するのか等々のですね、町民からの声というのは聞こえてきておりますので、ぜひですね、今年の6月に準備組合設立ということですので、様々な形の中でですね、町民への理解を頂くようなですね、町のほうの周知をですね、お願いをしてですね、私の一般質問は終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第3号、井上栄一君の一般質問を終わります。少々、お待

ちください。

受付番号第4号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。

7 番 南 雲 議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。受付番号第4号、質問議員、第7番 南雲まさ子。件名、町民に寄り添う施策について問う。

1、今年1月23日、厚生労働省は使用済みのおむつを保護者が持ち帰らず保育所で処分することを推奨し、自治体に通知をしました。使用済みのおむつを圧縮、密封する処理機の導入により、保育園、保護者の負担軽減をするお考えは。

2、がんは医療の進歩により、治療を受けながら学生生活・社会生活を送ることができるようになりました。がん治療による脱毛に苦痛を感じる患者さんの精神的・経済的負担軽減のため、医療用ウィッグの助成をするお考えは。

3、御家族がお亡くなりになると御遺族は、死亡時に多岐にわたる行政手続きをしなくてはなりません。御遺族の負担軽減のために、ワンストップ手続きの御遺族支援コーナーを設置するお考えは。

以上です。よろしくお願いいたします。

町 長 それでは、南雲議員の御質問に順次お答えをいたします。

1点目の御質問の使用済み紙おむつの処理機導入についてお答えをいたします。使用済み紙おむつ機、おむつの処理機の導入について、近隣自治体では山北町さんが導入されているので、内容をお伺いをしたところ、処理機自体の購入費は約40万円、処理機の年間保守料が4万6,200円。それと真空パックにするためのフィルムロールが1本3,750円で2か月に1本と計算しますと、年間1万6,500円ぐらいかかった場合に、年間のランニングコストとして約6万3,000円がかかるというふうに見込んでおります。圧縮された紙おむつは、燃やせるごみの日に出して処分されるとのことでした。また、大井町さんでは、令和5年4月より公立園でのみ、おむつ持ち帰りを廃止する方向で準備進められていますが、処理機の導入はせずに、処理費用を町が負担する

と伺っております。中井町には公立園・民間園が1園ずつありますが、令和5年4月より、おのこの園でおむつを処理する予定とされ、処理費用は町が負担すると聞いております。

松田町内の対象施設は、松田さくら保育園と小規模保育所なのはな保育園となり、どちらも民間事業所による運営とされております。おむつ処理機の導入についてお伺いをしたところ、さくら保育園さんでは、おむつの処理について検討されているところですが、処理機の導入はしないと聞いております。また、なのはな保育園では、既に自園で処理されているということでもございました。

議員がおっしゃるとおり、国は保育所等において使用済みおむつの処分を行うことを推奨するとされましたが、使用済みおむつの処分に関する費用に対して、国・県の補助については具体的に示されておらず、各自治体の判断に委ねられている状況でもございます。

このような状況を踏まえ、町では、使用済みのおむつの持ち帰りをなくすことは、保護者への負担軽減や保育士にとっても、子供にも、殊に使用済みおむつを振り分ける業務がなくなることで負担軽減につながると考えておりますので、今後町内民間保育園様の御意向を尊重しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、2点目の御質問につきましてお答えをいたします。がんの治療はつらいものであると伺っております。副作用による脱毛や神経的なショックが大きく、療養期間中の就労や社会参加にも大きな影響が出ると伺っております。医療用ウィッグにかかる費用の助成は、平成30年度に神奈川県が検討し、市町村が助成を行った場合、助成額の2分の1を市町村に助成する事業を神奈川県が計画されておりましたが、県での予算調整での折り合いがつかず、現在に至っている状況でもございます。あ、実施に至っていない状況でもございます。

県内市町村において、費用助成を実施されているところは、横浜市、相模原市、鎌倉市、大和市と比較的大きな自治体でもございますが、町内において

も同じ悩みをお持ちの町民もいらっしゃると思います。医療用ウィッグにかかる費用は、用途や材質により違いはありますが、1万円前後から数十万円かかるものもあり、費用助成されている自治体では上限3万円の助成をされているようでございます。

がん治療の影響は脱毛以外にも、小児の予防接種のやり直しや、若年患者の妊孕性の温存など、自己負担の費用がかかると聞いておりますので、当町におきましても、今回の御提案をきっかけとして、医療用ウィッグにかかる費用及びがん治療の影響による治療費以外の自己負担分も含めた対応について、早期に調整してまいりたいと考えております。

続きまして、3つ目の御遺族支援コーナーについてお答えいたします。以前、町民の方から同様なお声を伺って以来、ワンストップに近い形にて対応しているところでもございます。例えば、死亡届が提出されますと、町民課窓口サービス係にて、住民登録や斎場使用料について確認した後、国民年金係から国民健康保険の葬祭費や年金等の手続について説明をし、福祉課の高齢介護係まで職員が付き添ってお客様を御案内しております。福祉課で介護保険の手続等を行った後は、福祉課の職員が環境上下水道課へ御案内するという形で、担当した職員が次に手続をする課へ順番に御案内し、各種手続を行っているところでもございます。また、お客様の体が不自由な場合等は、各課へ順次連絡をし、お客様には町民課前の椅子に座っていただいたままで、各課の職員が来て手続を進めております。

そのほかの転入、転出手続につきましても同様に、手続一覧表によりお客様を御案内しておりますので、今のところ、どこで手続をしたらよいのか分からない等のお話をお受けすることがない状況でもございます。ただ、役所に初めて来られた方に対して、不安なく手続を行っていただけるような環境にする必要性はありますので、御遺族支援コーナーとして分かりやすく、より分かりやすく設置するかにつきましては、近隣にて、予約制にて実施している自治体の取り組みなどを参考にして、町民サービスの向上を図ってまいりたいとも考えております。以上でございます。

7 番 南 雲 御答弁ありがとうございます。1番目のおむつに関する再質問させていただきます。今、おむつ圧縮密封処理機は、さくら保育園さんが導入を検討されていないということの御意向を尊重するという事で理解いたしました。数年前、町民の方から、さくら保育園さんのおむつの持ち帰りを廃止してほしいとの御要望がありましたが、持ち帰りをすることで便の状況などから健康状態を把握できるので、持ち帰りを実施しているとのことでした。このたび、改めて、数人の方ですが、持ち帰ったおむつの便のチェックをされているか伺いましたが、チェックをされている方は1人もいませんでした。具合が悪いときは、保育園から状況を伝えられるそうです。また、お孫さんを歩きでお迎えの方は、かなり重いおむつを持って帰るのは大変だと、おっしゃっていました。また、お迎えの帰りの買い物も衛生面で気になるので、ちゅうちょしてしまうと、おむつの持ち帰りを負担に感じている保護者の方がいました。今まで、さくら保育園でおむつの持ち帰りの廃止の御要望があったか伺います。

子育て健康課長 ただいまの御質問にお答えいたします。おむつの持ち帰り廃止の要望があったか、さくら保育園のほうに確認しましたところ、今現在はないということで、ただ、今の小学校2、3年生の頃、ですから六、七年くらい前でしょうか、一度あったと聞いております。そのとき、保育園のほうで、いろいろと考えたところ、処理をするのには料金がかかってしまうということで、園の負担が大きくなってしまうこと。また、その当時は、まだ持ち帰りた方もいらっしゃったと聞いております。その園の負担になるところを、例えば保護者負担にする、一部保護者負担にすることも御検討されたようなんですが、一人一人のお子様のおむつの使用枚数が違い、統一料金にできない、そういったことがございまして、その当時、そういった御要望はございましたが、廃止できないような状況だったと伺っております。

7 番 南 雲 ありがとうございます。厚労省からおむつの持ち帰りをせずに保育園で処分することが推奨されましたが、新型コロナウイルス感染症拡大を機に、持ち帰りを問題視するような報道もあり、全国的におむつの持ち帰りを撤廃する

自治体が増えています。東京23区では、公立の保育園では全て撤廃されています。今、御答弁にありましたような課題もあるかと思いますが、ほかに何か、持ち帰りの撤廃をする場合の課題があれば伺いたいと思います。

子育て健康課長 大きな課題というところは特に聞いておりませんが、先ほどちょっとお話出ました処理機の導入は、まず場所がないということもあって、考えていらっしやらないということです。あと、おむつを園で処分する場合ですね、例えば一時保管しなければいけない、そういった場合、どこで保管するとか、ちょっとそういったところもまだ御検討されてないというところで、その場所とか方法ですね、そういったところを、これから検討されるというふうに聞いております。

7 番 南 雲 今、おむつの保管場所ということで御答弁ありましたけれども、感染症対策の補助金を活用して、ごみ箱などを購入できますが、そのように補助金を活用してごみ箱の購入等のお考えはございますかどうか、伺います。

子育て健康課長 確かに、おむつの保管用のごみ箱の購入費用につきましては、保育対策総合支援事業費補助金の保育環境改善等事業で補助可能ということで、1施設1回ということで聞いております。法人で購入されても、町を通しての補助申請をすることによって補助することが可能と聞いております。ただ、どのくらいの量が必要とか、先ほどから申しておりますように、どこに保管するか、そういったことをこれから園のほうで検討されると思うんですが、これからは、これ以外にまたね、新しく補助など出てまいりましたら、必要な情報は保育園を運営されている法人さんに流してまいりますし、そのとき、法人さんがどのようにお考えか、それを伺った後に、町での支援の方法を考えてまいります。

7 番 南 雲 さくら保育園さんの一般ごみは業務ごみの扱いになっているのか伺います。

子育て健康課長 さくら保育園さんの燃やせるごみは事業系のごみとして出されていると聞いております。松田衛生社さんに、ちょっと詳しい金額のほうは聞いてないんですが、何キロ幾らという方法で、例えばこれから紙おむつを出す場合も、燃やせるごみで出せると聞いております。

7 番 南 雲 今、紙おむつも出せるということで御答弁ありましたが、箱根町さんでも、保育園と認定こども園さんでは、全て保護者のおむつの持ち帰りをしていません。ごみ収集業者と保育園と認定こども園がおむつと一般ごみと一緒に収集する契約を結び、事業ごみとして収集して町が費用を負担しています。このような手法で、さくら保育園さんもおむつを保護者が持ち帰らなくて済むようにできると考えますが、これからそのように進めていくようなお考えはございますでしょうか。

子育て健康課長 ありがとうございます。そういった方法もできるということは、また保育園のほうへも伝えてまいります。保育園のほうで、そのようにしたいとか、また別の方法とか、なるべく保育園の意向を伺いながら、適切な支援をしていけるように進めてまいります。

7 番 南 雲 ありがとうございます。保育料の無償化は、おむつを使用している0歳から2歳児は、今、無償化とは国のほうではなっていません。これに対応して町では、独自の施策として、0歳から2歳児の1人につき、おむつ等の購入費と3万円支給しています。また、令和5年度には、さらに0歳児は5万円の支給の予算が計上されています。就学前児童の兄弟姉妹が同時に保育園や幼稚園等を使用している場合にも、第2子以降は保育料が無償となっていて、とても手厚くしています。さらに、おむつの持ち帰りを撤廃することで、国の支援が薄い0歳から2歳児の支援がさらに手厚くなると思います。課題を解決されて、さくら保育園さんのおむつの持ち帰りを検討される御意向だということで、町と連携されて、早くおむつの持ち帰りの撤廃が進むことを要望いたします。

次、2番目の質問に移らせていただきます。町民の方から以前、乳がんに罹患したとき、医療用ウィッグを購入しようとしたら、とても高価で困っていたところ、九州のお姉さんから九州に医療用ウィッグのレンタルがあることを聞き、九州からレンタルされたそうです。町にはウィッグ購入の助成がなく、がんが転移し抗がん剤治療をしたら、またウィッグが必要になる不安があるので、ぜひ助成をしてほしいとの御要望を受けました。

がん患者にとって脱毛というのは大きな悩みとなっていて、国立がん研究センターがまとめた通院治療中の男女638人に行ったアンケート調査によりますと、特に女性が最も苦痛に感じていることは、治療のつらさよりも副作用による脱毛だという結果が出ています。男性も同じだと考えます。20年前までは、がんに罹患すると仕事にも行けなくなるようなことが多かったと言われていますが、現在は医療の進歩とともに、治療を受けながら学校生活・社会生活を送る方が増える中で、外見の変化に苦痛を感じる方の精神的・経済的負担を減らし、自信を持って生活するためには医療用ウィッグは非常に必要なものと考えますが、お考えを伺いいたします。

子育て健康課長

ウィッグの必要性については、先ほど町長の答弁にもございましたように、治療中の社会参加、就労等で外見的に人から見られる、何ていうんでしょうね、姿、大変苦痛に感じる場所があると思いますので、必要なものだと思っております。がん治療で必要なもの、もちろん脱毛によるウィッグもそうなのですが、先ほども町長の答弁にありましたように、小児がんの場合は今まで受けていた予防接種がゼロになってしまうということで、新たに予防接種を始めると、その費用が自己負担にかかってしまう。あとは、若年患者さん、これからお子さんを持つという方々については妊孕性、妊娠するために必要な能力、そういったものを、一時、別に保管する必要があると聞いております。まだまだほかにも、がん治療に関して自己負担かかる場所はあると思いますので、ウィッグも含めて、そういったものをもう少し詳しく調べて、がん治療に関しての助成、そういったところを考えていきたいと思っております。

7 番 南 雲

今、本当にウィッグのほかにも小児がんのワクチンの再接種費用の助成とか、妊孕性の助成とか、本当に大事な助成だと感じます。小児がんの再接種する費用っていうのは、やっぱり20万円ぐらいかかるって伺ってますので、非常にやっぱり負担、治療費を払った上で、また20万っていうものは非常に負担が重いと思いますので、またいろいろ御検討して進めていただけたらと思います。

最近、若い世代のがん、15歳から39歳までの方ががんに年間2万人以上罹患したことが国立がんセンターの調査で分かりました。思春期若年成人と呼ばれAYA世代ともいわれます。この世代は、進学、就職、結婚、出産などの人生の転機が重なる時期でもあります。そのようなときに、がんに罹患されると、精神的・経済的と様々な不安を抱えます。その上、この世代は医療保険の加入率が低く、経済的負担の不安が大きいのしかかかってきます。また、この物価高騰のとき、AYA世代に限らず、がんに罹患した方の医療用ウィッグ購入費用の助成をすることと、先ほどの言われたような助成も含めて、経済的不安の軽減につながると考えますが、御見解を伺います。

子育て健康課長　　まず、その15歳から39歳の若年の方、AYA世代ですか、そういった方々についても、もちろん、がん治療については必要なことであり、高額であるということは十分承知しております。年代で切り分けるのではなく、がん治療に関して、全てのがん治療に対して必要な助成、そういったところは必要に応じて考えていきたいと思っております。

7 番 南 雲　　今出た助成のほかに、アピアランスケアといって外見のケアに関してなんですけれども、この質問するのに際し、乳がんの手術をされた方からお話を伺って、手術で乳房を摘出したら抗がん剤治療をしなくて済み、そういう場合はウィッグだけでなく乳房補正具が必要となり、乳房補正具の助成をしてほしいということでした。アピアランスケアは外見ケアということで、がん治療によって起こる脱毛や乳房全摘出等で外見に変化が起こったことで、鬱になったり、人と会うのを避けるようになったり、外出をしなくなるような状況の患者さんの気持ちを少しでも軽減しサポートするケアのことです。人によって、どのようなケアがどの程度必要かは、それぞれ違ってきます。がん患者さんに寄り添う支援で、さらに支援を、このようなアピアランスケアのような支援も必要と思いますけれども、そのようなことに関しての御見解を伺います。

子育て健康課長　　抗がん剤治療だけの助成でなく、がん治療全体に対しての助成を考えておりますので、先ほどから申し上げております、その小児の予防接種、若年患者

さんの妊孕性、そのほかにも、そういったアピアランスケア、そういったものが必要であれば、そういったところも、もう少しいろいろほかにもどんなものがあるか調べて、助成の対象になるよう考えていきたいと思っております。

7 番 南 雲 先ほど神奈川県で、そうですね、ウィッグの補助をしているっていう4つの市という御答弁でありましたが、全国的に見て、愛知県では45の自治体とか、山形県では33の自治体が行っていて、そのうち町は20の自治体が行っています。助成額や助成の種類は様々で、ウィッグや乳房補正具の助成が主なものとなっていますが、助成額は医療用ウィッグは答弁にありましたように3万円、乳房補正具は1万円ぐらいの助成が主なものとなっています。それで、松田町に今のような支援が必要か御検討されるということで、早期に調整に取り組んでいただいて、課題があれば解決していただいて、支援が早期に進むことを要望して、3番目の質問に移らせていただきます。

身内の方がお亡くなりになった際、悲しみが癒えぬうちに葬儀を執り行い、慌ただしい中、死亡時に伴う各種行政手続を行わなくてはならず、手続は何から手をつけていいか分からず、不安と負担を感じると聞きます。死亡時の手続は、死亡届の提出や年金の停止、遺族年金請求、介護保険、戸籍抄本、謄本の取り寄せ等、非常に多岐にわたります。死亡に伴い必要となる手続の種類は、亡くなられた方の年齢や御家族、資産の保有状況等で異なると思いますが、全ての手続が該当された場合の手続の種類と届出窓口のそれぞれの数は幾つになるか伺います。

町 民 課 長 現在、町民課で一覧表として作成している中では、基本的に4課にわたって11項目、それで、亡くなられた方が子供の場合とかは子育て健康課や教育課も追加、それとですね、町営住宅に入っている方の場合には総務課も追加になるということになります。

7 番 南 雲 じゃあ11項目ということで、理解でよろしいでしょうか。

町 民 課 長 町で今、想定している中の基本項目として11項目ということで、その他、特別に手続が必要な方については追加されていくという形になります。

7 番 南 雲 そうですね、思ったより少なく感じたんですけれども。御遺族が窓口で死亡に伴う手続を行うのは、何回もあるのではなく、慣れていない上、多岐にわたる手続をすることを負担に感じることは、言うまでもありません。本町の死亡時に伴う諸手続の御案内は、町民課から順次、次の課へ職員の方が付き添って御案内しているということで、すごい御支援していただいているということで、理解させていただいております。このものを、さらに負担軽減するために、御遺族支援コーナーのワンストップ窓口を設置することは非常に有効と考えますが、お考えを伺います。

町 民 課 長 近隣自治体でも、ワンストップコーナーというのを設けているところもございます。例えば大井町とか、小田原市とか、あと南足柄市でも3月の1日から開始したということで伺っておりますが、やっぱり手続がですね、幾つかの課にまたがるために、調整とかですね、連携が必要になりますので、ちょっと参考にしたところでは、どこも予約制という形でやっております。課題としては、その連携、調整ということと、実施するとなれば予約制にするかということと、あとはスペースといったら変なんですけれども、今ちょっと町民課のほうは、何ていうんですかね、マイナンバーカードの交付と5月まではちょっとポイントの付与という形で混んでおりますので、例えば大井町であれば、最初に来る窓口のほうとしては町民課なんですけれども、その実際の座っていただくところは税務課とかっていう形で、サポートデスクは別に設けておりますので、例えば空いているところで、うちのほうも、例えば税務課を利用させてもらうとか、そういうことにすれば、設置は可能かと考えております。

7 番 南 雲 今おっしゃっていただいたような手法を可能な、推進できる可能なものではないかと私も考えますけれども、大井町さんでは、お悔やみコーナーにおける御遺族の手続についての御案内「紡ぐ」を作成されております。私、頂いてきましたけれども、これは全然、費用も予算には組み込まれていませんで、紙はちょっと普通の紙よりいいものを使っているっていう感じなんです。これはダウンロードもできます。御遺族の死亡時の手続をスムーズに進

めるために、死亡に伴う諸手続を行う際に、どのような手続が必要なのかとか、どのようなものを持参すればいいのか等の御案内が記載された、このような御遺族のハンドブックを作成したらと考えますが、御見解を伺います。

町 民 課 長 大井町ですね、ホームページでダウンロードできたので、私もこの「紡ぐ」、白黒なんですけれども、拝見させていただきました。よくできているなとは思いますが。こういうのがあれば便利だし、町民の方も分かりやすいのかなとは思いますが。こちらのほうでは、最終的に、何ていうんですかね、年金の手続は社会保険事務所でやっているんですけども、そういうところの地図が案内についていたり、小田原税務署の場所まで地図がついていたりという形で、大変細かくできておりますので、こういうのを参考にさせていただいて、作成することは可能かと考えます。

7 番 南 雲 私も、大井町さんから伺った、ちょっともうちょっと細かいことをお伝えしたいと思うんですけども。このワンストップ窓口を令和3年の2月から開設されて、それからもう2年たちましたということで、どのように死亡に伴う御遺族の手続を行っているかといいますと、葬儀社の方がほとんどいらっしゃって、死亡届を出されるそうです。そのときに死亡届を提出された方に、御遺族サポート「紡ぐ」をお渡しし、御遺族に渡していただくようにされています。ワンストップ手続の利用者は、当初は7割から8割だったところを、最近では9割近くになっているそうです。予約制で空いていれば翌日でも受け付け、1日に2件から3件はざらで、所要時間は30分から2時間ぐらい、本当に財産をお持ちの方とかは長くなってしまいますけれども、かかるそうです。サポート、御遺族サポートそのものには、今、地図がね、載っているということで、おっしゃっていましたが、必要な手続の項目のチェック欄を設けて、全ての項目を載せています。請求する証明書にかかる手数料金額や、先ほどおっしゃっていた法務局や小田原年金事務所や小田原税務署等の地図が掲載されていて、お手続の際のお名前の記入は1か所で済むそうです。また、本当にカウンターはね、空いているところをローカウンターを使用しているということで、町民課のカウンターに限らず使われている

ということでした。1年ごとに見直して、マイナーチェンジをされているということでした。

このような事例で、今、前向きに進めて、設置を考えていくことは可能だとおっしゃっていただきましたので、ぜひ参考にして、進めていただけたらと思います。大井町の町民課に、遠方の方、御遺族の方から感謝のお手紙が2通届いたと伺いました。本当に一番大変なときに寄り添った支援をしていただき、とても感謝されたんだなと感じました。これから、亡くなった方の配偶者が御高齢であったり、御遺族が遠方であるような例は、ますます増えることが予想されます。町の課題の解決を研究していただき、この御遺族支援コーナーの設置が進むことを要望して、一般質問を終わりにさせていただきます。

- 議 長 受付番号第4号、南雲まさ子君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。2時55分より再開します。 (14時36分)
- 議 長 休憩を解いて再開します。 (14時55分)
受付番号第5号、田代実君の一般質問を許します。登壇願います。
- 5 番 田 代 受付番号第5号、質問議員、第5番 田代実。件名、庶子地区の酒匂川左岸道路新設について。
山北町境から庶子坂本地区まで堤防を利用した酒匂川左岸道路を新設するため、設計委託料1,050万円が4年度予算に計上されています。この左岸道路は災害時の国道246号線の補完道路として、令和8年度の開通を目指すとのことですが、沿線住民の立場から懸案事項もありますので、次のことについて、町長のお考えを伺います。
1、多くの方が遊歩道として利用している、道路幅5メートルの車道を新設する計画だが、歩道の設置は難しいのか。
2、左岸道路が新設されると、十文字橋の町道に接続するが、沿線住民の賛同は得られているか。
3、交通量増加に伴う沿線の人身事故防止対策と新十文字橋下の町道がネック箇所となるので、バイパス新設の計画は。

以上、よろしくお願ひいたします。

町 長 田代議員の御質問に順次お答えをいたします。1つ目の質問になります。酒匂川左岸堤防の道路新設事業につきましては、国の社会資本整備総合交付金において、地域や拠点の連携を強化する道路ネットワークの機能確保として位置づけられた計画とし、平成29年度より、現況の地形把握のために、現況平面図の作成、路線測量の実施、走行性や安全性などを考慮した線形の決定のために、道路予備設計などを行ってまいりました。

本事業は、現道拡幅等により、道路ネットワークを形成することで、山北町との連携強化を図ることを目的とし、事業を開始しております。災害などにて、国道246号が通行止めになった際、地域住民の方々の迂回路として、また、日常の買い物や通院にも利用され、移動に要する時間が短縮されることなど、町民の方々の利便性の向上に大きく寄与することができ、本町と山北町を結ぶ延長約1キロ、計画幅員5メートルの生活道路として計画しております。現在、当該道路は河川管理用道路として神奈川県が管理し、車両の通行を規制しているため、歩行者及び自転車の方のみの御利用となっております。

さて、今回整備を予定している道路幅員につきましては、松田町と山北町共通の考え方として、車両の交通帯4メートルと歩行者空間として1メートルを確保し整備を計画しており、大型車の通行につきましては規制したいと考えております。開通時の交通量から考えても、歩車道分離をした歩道設置を考えていない理由といたしましては、川側に一段下がった低水護岸に幅約1メートルから2メートル程度の通路が存在していることから、そちらを歩行者の方に利用していただけるよう、堤防から下りられる階段や沢を渡る箇所には人道橋の設置などを考え、遊歩道の機能を補完することが可能ではないかと考えているからでございます。

続いて、2つ目の御質問にお答えいたします。沿線にお住まいの方々の賛同が得られているのかという御質問につきましては、町では事前説明会を令和4年7月に予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の時期

であったため、対面での開催を中止し、自治会回覧での意見募集といたしました。意見募集の期間は令和4年8月1日から令和4年8月26日の約1か月間に行いました。対象地域は、沿線自治会であります4自治会の城山、中里、かなん沢、宮前自治会、約700世帯の方となります。その結果、10件の御意見を頂戴することができ、その御意見の中には、利便性が向上し町民の増加にもつながる、車両の通行が可能になるのがうれしい、見通しがよすぎて速度超過が心配である、車両や歩行者が混在し危険であるなど、多様な御意見を頂きました。これらの貴重な御意見を踏まえながら、安全で安心して通行できる生活道路の整備を行うことを念頭に、今後も住民の皆様方の利便性の向上に向けた調整を行うことによって、御理解を賜ってまいりたいというふうと考えております。

続きまして、3つ目の御質問にお答えいたします。交通量増加に伴う人身事故防止対策についてでございます。令和4年4月に町内3か所、山北町の県道向原交差点にて行った現況交通量調査の実施結果を踏まえて、交差点ごとの分散率や交通量配分をもとに、将来交通量を推計いたしました。推計結果により町道2-1号線、現在堤防道路に12時間交通量で126台の増加が見込まれ、朝の7時から9時のピーク時においては、1時間当たり約13台の増加であり、5分に1台程度の増加が推測されます。交通量調査及び将来交通量推計により、それほど多くの交通量の増加は計算上は見込まれませんが、減速を施す路面標示や安全施設等は、実施に合わせて検討してまいりたいと考えております。

また、水防倉庫周辺から北村おとり屋さん周辺までを新十文字橋下をくぐり直接結ぶ案につきましては、河川内となり構造物の設置が困難なことや、新十文字橋の桁との有効な高さが確保できないなど多くの課題がありますが、詳細な測量や設計を行い、現実の可否について検討してまいります。検討協議に時間を要することや不可となった場合も考え、安全対策として車両同士のすれ違いを容易にし、安全な通行が可能な交差点改良に向け、新十文字橋下にある町道の河南沢橋の拡幅や、親水広場進入路入り口にあるカーブの拡

幅、減速対策を検討し、安全な道づくりを目指してまいります。

本事業の推進におきましても、引き続き議会の皆様に御理解御協力をお願い申し上げます。以上です。

5 番 田 代 それでは詳細質問ということで、1から順次質問させていただきます。初めに計画の目的ですね。これ、去年の8月に全員協議会で頂いた左岸道路の事業についてと。これを見て質問等させていただきます。

まず一番初めに目的として3点あります。山北町と松田町のアクセス道路として利用。災害時の国道246号線の補完道路として利用。山北町にある商業施設等への移動時間の短縮ということで、この目的について重々理解しております。この道路については、当然山北町につながる道路で、山北と松田の広域の生活道路と、そのように私は理解させていただいております。

そこで初めにちょっとまちづくり参事に確認したいのが、左岸道路が供用開始になった場合の、広域生活道としての入り口と出口の確認です。起点と終点。松田町については、先ほど一般質問でも私記載しましたけれど、旧十文字橋。小田原エンジニアリング事業所、郵便局の南側に堤防があつて道路があると思います。そこにつながって、これが入り口・出口、起点・終点になると思います。あと一方で、新十文字橋下から町道の1号線、中里・かなん沢の地域集会所。そちらにも行く方がいられるのかなと。この2点が松田町側の起点・終点になると思います。

一方で工事は山北境の大沢なんですけれども、山北町との大沢境から上流見ますと、山北高校のグラウンド、それから尺里川沿いを上に上がって行って、店舗名で言いますと、飛驒クリニックとかクリエイトのところの県道にぶつかると思います。これが1本、山北側の起点・終点。それともう1点が山北高校までのグラウンドを行ってから、尺里川に5メートルぐらいかな、幅員、橋がもうかかっております。その橋から酒匂川左岸の堤防をずっと上がって行って、柑橘果工。それを過ぎるとぐみの木公園があります。三菱化工ですか、の工場の敷地に近いところの県道。ここが1つの起点・終点になるのかなと。そこから利用者が入ってくる、出るというふうに私は理解して

おります。

これについて高橋さん、そういう考えで広域生活道の起点・終点、こういう考えでよろしいでしょうか。まずその確認です。

参事兼まちづくり課長 御質問にお答えします。今おっしゃられたところが松田の起点もそれで結構ですし、山北側の起点はですね、もう1か所ぐらいたしか堤防道路に上られるような道もあったかと思えます。山北さんのほうでメインとしては酒匂川の堤防整備をしていって、ぐみの木までつなげたいというのが山北さんの基本的な考えだと思えます。そのお考えで結構です。

5 番 田 代 それでは、ここで町長にお尋ねします。この町道については、山北と松田をつなぐ広域生活道と。この左岸道路、これについては今お話ししたように、山北町との関わりが大変強いというふうに感じてます。この計画立案について、山北の町長と本山町長はどのような話合いがなされたのかなど。特に山北町側の道路整備、松田は今こういう形で整備するんだよっていうのは見えてますけれども、山北側の道路整備。あとは山北の町長がどういうお考えをなされてるのかと。この2点についてお願いしたいと思えます。

町 長 まず1つ目の話ですね。まずこの事業については、山北町さんがどちらかといえば先行してきてて、松田がどちらかといえば遅れてるのかなというふうに思って、ずっと気にはしてました。町長さんもやはり協力しながら生活道路としてお互いにメリットがあるからというようなことで考えておるところでもございますので、その辺、認識は常に山北町の町長とは持ってます。これに対して近々どうこうという話はないですけども、常にお互いがそれは意識しながら、生活道路としての道をつなげていくというような認識は共通で持っているというふうに考えております。以上です。

5 番 田 代 ありがとうございます。前は向こうで押してくれてたけど。どうなんですか。その辺のルールが最近分からない。かなりこれね、集中してやるって大変ですよ。冷静でいられればいいですけど、上がってしまったときはね、非常に大変です。その辺はよろしく願います。

それでは第1点目の質問です。あ、そうだ。それでまず初めに全員協議会

でこの資料が示されました。それで併せて年度当初に4年度の予算、計画平面図とか橋の図面作成、こういった詳細設計を行っていくということなんですけれども。これについてざっくりした概算工事費、そういったものが分かればまずお願いしたいと思います。8年に供用開始しますよね。それまでにかける経費。主に1.1キロの区間が多いと思うんですけれども、位置づけと概算工事費がどのくらいかかるのかと。お願いします。

参事兼まちづくり課長 現在、スケジュールとあと国のほうにですね、概算…交付決定を頂くための資料として提出してるものでは、令和4年度の費用も含めて、トータル事業費として1億5,590万円でございます。工事費といたしましては約1億1,000万円。そのほかのものが委託料、用地買収等の費用になっていく予定です。以上です。

5 番 田 代 では、初めこのイメージ図の確認させてください。先ほどの町長からの回答で大体分かったのを自分なりに拡大して書き入れてみました。今の説明ですと、例えばこの橋のところ。狭くなってる、橋のところは狭くなりますよということで、これが3メートルぐらいなのかなと。この資料にも出てたとおり、道路幅員は4メートル、それ以外に歩行者空間として1メートル。これは私に山側のほうにJR側に、御殿場線側に1メートルぐらいつくのかなと勝手に思ってます。それと、あとは下の護岸堤防ですね。ここの部分についてもここも歩けるよということで、ここについて沢があって歩けないから階段をつけてこの堤防道路とすりつけると、そのように私はイメージしたんですけど。こういう考えをもとにこれから質問したいと思うんですけど、内容これでよろしいでしょうか。

参事兼まちづくり課長 幅員についてはですね、約5メートルということで、そのうちの車道を4メートル程度。歩行者空間として1メートルというのは、例えば左右に50センチずつなのか、25センチの75センチなのか。これはですね、警察と協議してですね、側線を引くときに決まってくるので、今のところ1メートルの歩行者空間があるということでございます。それから橋梁部分につきましては、おおむね3.5メートルないし3メートルぐらいに絞ってしまって、スピード抑制

を、車両のスピードを落とすということです。それから御説明にあったとおり、低水護岸の上は1メートルから2メートル程度の遊歩道ですね、遊歩道整備をして、ほとんどの箇所にはですね、何メートルか置きかき、もう既に神奈川県さんが階段をつけていただいておりますので。階段はどちらかという一番庶子側のところにですね、なくてですね、そこにあつたらいいなと思ってるのと、大体1メートル程度の歩行者空間はあるんですけども、低水護岸に。もう少し広いほうがいいのかというふうに考えております。以上です。

5 番 田 代 私の考え、大体乖離してないということで、ありがとうございます。それでは…。

議 長 スイッチをお願いします。

5 番 田 代 すみませんが、議長、これ、やってもらえない。できないの。

議 会 事 務 局 長 接続がうまくいかないの、すぐには動かないの、そちらでやってもらったら一番早いです。

5 番 田 代 私の場合ピッチが早いから、ほかの人は結構長くやれるけど、小刻みにいくからさ。すみませんですね。遅くてもいいですからやってください。

まず1点目の関係で、この1.1キロね、大沢から庶子のおとり屋さんまでの間。現在車両通行止めなので、私も結構利用してます。そうすると結構地域の方、松田町民の方、または山北の方もいるかもしれませんが、結構散策してるんですよ。春とか秋、気持ちよさそうに本当に散歩でして、健康づくりに役立つ場所なのかなというふうに感じてます。酒匂川の水辺沿いなので、非常にいい空間だったなというふうに感じてます。

それと一方、自転車で通勤とか通学、そういうふうなことをされてる方もいますし、山北の生徒さんも見受けられます。そういった空間が、今度の先ほどの3つの目的をもって整備されることは私はよろしいのかなと思います。でも一方で、そこを利用する利用者、そういった方がなんか追い出されてしまうようなイメージも私持ったんですよ。だから、そういう中で下の低水護岸を利用すればということもありますけれども、管理がしっかりしてないと、

雑草とクズバフジで歩ける状態では今、夏の時期はないんですよ。ですから自転車と歩行者の安全も考えて、4メートルの車道に同じフラットの面、ここで言うところ側です。に歩道を1メートルだとやはり狭すぎるし、先ほどの参事の説明だと、両サイドに50センチ50センチ。今までゆっくり歩けてたものが、車が中心になって歩く人が追い出されるような、そんな感じなんですよ。であれば、今のJR側、山側に2メートルとか3メートルぐらい、そういった歩道空間を造れないかどうかと。その件について質問させていただきます。よろしくをお願いします。

参事兼まちづくり課長　それでは御質問にお答えいたします。私どもが交通量調査を行ってですね、コンサルのほうに交通解析を行った結果ですね、日当たりその部分を通る車が120台程度。12時間ですね、12時間で新たに道路として開通させた後に、そこに通る車両は120台ということは1時間に10台、というような交通解析の結果が出ています。これはですね、まあちょっと少なすぎるのかなということも考えますけども、246の交通実態とかそういったことも踏まえて出した結果でございます。御指摘の歩行者空間プラス自転車の空間ということで、2メートルないし2.5メートルぐらいの歩行者空間があったらどうだろうか。大変有意義な御提案ではございますけども、現時点での生活道路としては、速度抑制を考えて、歩行者の方には下の段で広く丁寧に管理をさせていただきますので、そういったことを御利用いただきたいと。自転車につきましては車両でございますので、交通ルールに沿った形で通行していただければと思います。以上です。

5 番 田 代　その御意見、よく分かりました。一方で土地利用という見方があります。根石地区は調整区域です。古い方は御存じだと思うんですけども。昔、前田屋外美術が工房を造ろうという予定地が1ヘクタール弱ぐらいあると思います。そこから今度は川下です。坂本地区になります。庶子の坂本地区。そこについては市街化調整区域です。かなりあの堤防沿って細長く、ずっと土地が空いてるんですよ。先ほどお話ししましたように、前田屋外美術の工房を誘致しようとしたときに、山北側が護岸道路沿いにそこまで6メートル

ぐらいのね、開発道路にできるような道があって、すごい広くなってるんですよ。大沢から下は今御存じのように狭い状況になってます。町長、これ一つの考えなんですけど、土地利用という考えからこの道路を、先ほど5メートル幅員の生活道路ってありましたけれど、6メートル道路にして、あと1メートル多くして、そちらに住宅なのか工場なのか事業所なのか、そういった考えもあると思うんですけども。これを6メートルに拡幅すると、今計画幅員を5メートルから6メートルにすると、そのようなお考えはいかがでしょうか。

町長　　そういった検討もですね、実際我々の中ではしておりました。調整区域なのでなかなか住宅というようなことは、もう御存じのようにそんな簡単にはいかないということも我々もやってます。ましてや立地適正化計画を立てて、用途的に用途変更をするというようなこともなかなか難しいエリアだというのは承知をしておるところでもございます。ですので、5メートルが6メートルにできるかどうかというのは、道路の河川区域だとかそういったようなバランスを考えながらやった結果、5メートルしか取れないねっていうふうなところの議論に今のところ落ち着いてるところでありますんで、広げられるのであれば広げたいところもありますけども、ちょっと今のところ我々の分析というか、現場の河川区域だとかいうのも含めながらいったときには、5メートルが精いっぱいだなというふうな判断をしてるところでもございます。以上です。

5 番 田 代　　今、町長、調整区域というお話ありましたけれど、私は根石については調整区域と申し上げました。そこの前田屋外美術のところまでは、6メートルの接道ができてます。私が今もう一つお話ししたのは、庶子地区です。根石は調整ですけれども、庶子の坂本地区です。そこは市街化区域です。道路沿いに民地が細長くあります。そこ辺りは将来土地利用ができるという考えから、6メートルでも、もう1メートル増やして6メートルでもよろしいのかなというふうにお伺いしたつもりですので、再度お答えをお願いします。

町長　　土地利用ができるのであればですね、その土地利用ができるところはそう

いった感覚の中で検討するのは可能だと思います。その辺も含めてよくよく検討させてください。以上です。

5 番 田 代 そのようなことで、土地利用という考えからもひとつ御検討のほうお願いしたいと思います。

2点目に移ります。コロナ感染拡大の時期のため、城山、中里、かなん沢、宮前自治会に回覧で意見募集したと。住民の声について回覧で意見募集したと。そのときに4点、大きく分けると意見があったと。1つ目については、利便性が向上し町民の増加につながる。2点目が、車両の通行が可能になるのはうれしい。3点目がですね、今度は懸案事項ですね。見通しがよすぎて速度超過が心配である。車両や歩行者が混在し危険であると。この大きく分けて4点が住人の方から意見が出たと。私も一番心配してるのは、一般質問でお話ししたように交通事故ですよね。それで特に小さいお子さんが自転車とか飛び出したとか、そういうことが真っ直ぐの道路ですから非常に心配しております。ですから、町民の声、沿線住民の声を聞いていただきたいというふうにお伝えしました。それで、それに対して今回の回答は、安全で安心して通行ができる整備を行うことを念頭に調整していくということです。この後のことなんですけれども、この3月に平面計画図、それとか橋の図面などの詳細設計ができるというふうはこの事業概要には書いてあります。

そこでですね、先ほど懸案事項である速度超過による交通事故。特に小さなお子さんの人身事故。これを防止するための対策、そういったものを盛り込んで計画していくと思うんですけどね。住民ファーストと考えて、そういった危険性はクリアしてるよと、そのような説明についていつごろ行うのか。取りあえずは回覧で意見募集した。で、上がってきたのが今の4点。それを踏まえて設計も今進めてると。そうすると今度は実際に地域懇談会開いて、住民の方に納得していただいて進めるのが正攻法の手法だと思うんですよ。そのお考え、スケジュールについてはどのようなお考えなのか。お願いします。

参事兼まちづくり課長 それでは御質問にお答えいたします。まず地域における説明会等につきまし

ては、現在議員おっしゃられたとおり、今、橋の図面ですとか平面の図面を校正しながらですね、精度の高いものに変えております。それと併せてですね、神奈川県河川区域内を道路をつくる箇所です。占用をですね、河川占用という形で占用が取れないとですね、最終的に道路ができるのかどうかというところがございます。今、去年の11月頃、県に提出を、一旦ですね、まず事前協議ということで、県西土木事務所に今提出をして、県庁のほうに資料が回っています。その中でいろんな意見を頂いて、改めて道路の断面である幅員とかですね、そういったこと、また構造的なことが決まっています。そういった中である程度そういったもののめどが立った時期に、しかるべき時期に、地域の皆様にお知らせをして、この道路について皆様と一緒に造ってきたいというふうに考えております。以上です。

5 番 田 代 今、県との協議中だと。河川占用許可の目安が出てきたら地域説明会を行うと。そのときに住民に納得していただくと。そういうスタンスで、これは町長ですね。町長、やはり交通事故の心配出ると思うんですよ。説明会を開いたときに住民の方が納得する、それでゴーとなると。このような考えでよろしいでしょうか。

町 長 当然そうなる、そうならなきゃいけないと思います。ただ、いろんな多様な御意見があると思いますからね。100%の納得でゴーするのか、その納得の仕方の内容によってまたゴーするのか。それによって最終的には我々が責任を持って対応していかなくちゃいけないかなというふうには考えています。以上です。

5 番 田 代 確かにいろんな意見出ると思います。私はお伝えしたいのは、先ほど何回もお伝えしてるように、小さな子供、または高齢者の交通事故。それがやはり一番沿線住民にとっては悲劇なんで、それをクリアしていただくと。そのようなことで進めていただきたいと思います。

最後に3番です。ただいま高橋参事から概略の説明、事故防止対策等、いろいろ聞きましたけれども、もう少し詳しく聞かせてください。まず初めに令和4年の4月、4か所の交通量調査、これを行ったと。山北以外町内3か

所のを行ってるんですけども、これは場所はどこでしょうか。

参事兼まちづくり課長 交通量調査ですけども、まず1か所目が山北町の向原の交差点、その次がですね、数を拾ってるのは庶子の交差点です、246の庶子の交差点。県道と246が分かれるところ。町内に入ってくる、松田のほうに入ってくる246本線と県道で分かれる、警察署のほうに行くほう。そこの分岐ですね。その手前で向原東というのが実はあってですね、246に合流するところもあるんですけども。実は実際に計っているのは筆屋さんの前。筆屋さんの前を計ったのと向原の交差点。それ以外のところは交通センサス、もう国のほうで交通量が出てますので、それを使って割合を出していくというやり方です。で、そうなります。

5 番 田 代 本日の回答にもありましたし、この資料でもその予想交通量出ております。復唱させていただきますと、現在800台が970台、170台ぐらい増えると。ピーク時の7時から9時は1時間当たり13台の増加だと。5分に1台ぐらいなんでそれほど増えないよというお話なんですけども。私はある程度それが知れてくると、もう少し増えてくるのかな。今その台数だから安全だっていう考えに立ってると思うんですよ。ところがロコミでだんだん、こういう道があったよということで、増えてくるような気がするんですけども。この辺は将来の予想台数をどのように出されたのかね。増える心配、この数字で収まるのかね。その辺についてね、少し不安なんで、詳しくお願いします。

参事兼まちづくり課長 あくまで推計でございます。机上での数値でございますので、これが本当に正しいのかと言われると、まだまだ精査の余地はあると思いますけども。この数値はですね、各おのおのの分担率、道路の分担率、どれがどれだけ負担をするのかという計算上から成り立っています。それとこの増える台数は、筆屋さんのとこの交差点で拾ってるということは、そのまんまJRの前を通過して新松田に送っていく方を、という意味で拾ってみました。でも実際には筆屋さんの角を曲がったからといってそっちに行くわけじゃなく、変な話が仲町商店街の駐車場を借りていらっしゃる方とか、そういった方もいらっしゃるので、一概にそれがそのまんま川を通る、堤防を通過して増えるのかとい

うとですね、そういったわけでもないんですね。ですので、これはいい数字なのかなっていうふうに考えてますし、将来交通量としてはまずまずいい数字で上がってるのかなというふうにも考えてますし、またそれが違ってきたときはそれなりの安全対策をしていくというふうになると思います。以上です。

5 番 田 代 今のお話で、交通量がそれほど増えなかったとしても、直線なんですよ。それとあと直線のあとに新十文字橋の下、非常にネック箇所になって狭いですよね。この関係について前にこの資料の説明があった全員協議会で課長にお尋ねしたときに、今回の工事は山北境の大沢からおとり屋さんのある庶子坂本までだと。それ以外の場所については工事をしないということで、先ほどお伺いした総事業費1億5,590万、これを予定してると。このような考えでよろしいかということで、まず確認です。

参事兼まちづくり課長 先ほどお答えしました数字については、この路線のみの、今計画をしてるところのみの金額でございます。

5 番 田 代 仮にバイパスが難しい、バイパスももう少し検討してみると、前向きな回答なので、今の1.1キロの道路以外にこのネック箇所、これが私はすごい大きなポイントになると思います。その場合にバイパスをやった場合に、もし県との協議でできるとしたら、ざっくりです、どのくらいかかるのかな。橋梁だから結構かかると思います。それと、あともう1点御提案があった実現性の高い新十文字橋下の町道、北村おとり屋さんから水防倉庫までのネック箇所。ここのところを広げると。カーブの部分を広げたり、河南沢橋、その拡幅をすとお話あったんですけど。これについて2種類、ざっくりですどのくらいでしょうか。

参事兼まちづくり課長 まずバイパスの橋梁なんですけども、ちょっと全く形式…形式というか、橋梁の形式も決まってないので、橋の形で値段変わってきてしまうのと、それからどれだけスパンを飛ばすのか。例えば野球場のところだけは石積みを護岸を造って少し盛土をしてきて、最後の河南沢のとこだけは橋で渡すとかっていう形になりますので、そういった感じで金額は相当動いてくると思いま

すけど、億は間違いなく行くでしょうと。それから今おっしゃられた橋梁、河南沢橋の拡幅とその交差点の視距改良なりということになれば、1億まではいかないでしょうけども、数千万の単位のお金は必要となってくると思います。以上です。

5 番 田 代 代では、最後に町長にお伺いします。私は8年度までに大沢境の、山北町境の大沢から1キロの工事、これはある程度いい面もあるんでね、賛成はさせていただきます。ただ、それで通過車両が来ると、今やり取りした新十文字橋の下、これについてはやはり結構重要な問題だと思えます。今でも桜まつりあたりのときかなり混み合って、多いから事故が起きてないかもしれない。多すぎて。しっかり警備してるから。それが今度よそから来た人がまっすぐ、すうっと来ますよね、左岸道路を。それが今度ネック箇所になったときに、すごい危険な感じがします。

町長にお伺いしたいのが、バイパス化は今の話、億でもかなりの額の億円になってしまうと思えます。今できることは、十文字橋の下の町道の拡幅と、河南沢橋ですか、それを拡幅して、少しでも地域の住民の方が安全が守られて生活しやすいというのがベストだと思えます。これについて、先ほどの高橋参事の話だと、約1億5,590万かかると。これにプラスして数千万、1億まではいかないというお話なんでね。一緒にセットでやっていただくと。そうすれば本当に安心・安全な道路に近くなるのではないかというふうに私は考えます。町長としては、この8年度までの計画期間にその新十文字橋のネック橋の改修、これをされる考え、これについてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

町 長 恐らく今後地元の方々といろんなお話をする中で、そういった面での要望も当然上がってくるというふうに想像をしています。やはり使う方が安心していただくような道路を造っていくのがもう大前提になってきます。ですので、それに必要な対応はしつつ、やっていくと。本当にバイパスみたいなのができると、ほんとね、いいなあというふうに思ってますけど、やっぱりそれにはやっぱりハードルが結構あるんで、検討しないわけじゃないんですけども、

そういう夢を持ってはいます。御提案頂いたところもありますしね。夢持ってやっていかなきゃいけないんですけど、やっぱりちょっと現実も並行してやっていかなきゃいけないに当たっては、何がどういった格好で有効なのか、むしろ一旦ああいったとこでスピードを落とさせることによって、お互いの安全面を確保できるとかいうこともあります。あとあの辺、新十文字橋のピアがあったりとかして、見通しが悪いところもあったりするんですよね。だからあの辺のことなんかからいろいろ検討もしつつ、可能なことをとにかくできることをやっていきたいとは考えてます。以上です。

5 番 田 代 再確認させてください。この8年度までで1億6,000万かからないですよ、概算工事費では。それに今のネック箇所の道路改良、これあたりを一緒にセットでやっていただければ、交通事故がかなり危険性が低くなるというふうに私は考えます。8年度までの供用開始と併せて御尽力いただけないかという、期限を今示した質問です。よろしくお願いします。

町 長 まずこの事業の大前提になるのはですね、我々もこの先ほどちょっと答弁書でちょっと設けさせていただきました、国の社会資本整備、この補助金、交付金を使ってやらせていただくということを前提にちょっと今進めているところもあります。ですので、そういったひもづくと、補助金がやっぱり今当たったり当たらなかつたりいろいろしている状況もございますので、それに伴ってちょっと事業が若干遅れたら山北町さんには申し訳ないと思いますけども、やっぱり財布どころを見ながらですね、やっていきたい。ただ、事業自体はある程度セットでやっぱりやっていかないと、片方は調子よく道路ができました、でもこっちの危ないところそのままじゃないかっていうことはなるべくないように、予算の確保も含めてですね、やりたいと。今8年を目指すということで、資料をお渡しして説明したところもありますけども、それはそういった事情も条件つきだということで御承知いただければと思います。以上です。

5 番 田 代 では、残り4分になりましたので、まとめさせていただきます。前向きな検討、ありがとうございます。それと社会資本整備補助金でやってるんで期

限もあるということは重々理解しました。考え方として、町長も安心・安全の町道づくりというのは十分認識されてるんでね、まだ時間があると思いますので、8年でここでは区切るんですけども、引き続いて別に9年度、例えば9年度、10年度の2か年でそういった社会資本整備補助金的なものを導入いただいて、8年には間に合わなかったけれど翌年何とかするよと。この辺についてぜひお願いしたいと思いますが、町長、どうでしょうか。

町長 先ほど言う新しいバイパスについてはですね、相当な…（私語あり）ということになるので、おっしゃられているような格好で、この事業は本当に当町の町民の方々、また先ほどちょっと車のね、お話もありましたけども。外の方々の利便性というよりも、あそこに住んでる地域の方々もあの道路を使って、今後246使わずに通るということも考えられるんで、台数は若干やっばり増えると思うんです。ただ、地元の人だから安全で運転してくれることは期待はしてますけども、そういった面ではやっぱり利便性の向上と、やっぱり危機管理上の道路としての機能性を果たすためにも必要だというふうに考えてますので、これはほんと、補助金頼みのところもありますけども、時間をかけてでもやらなきゃいけない事業だというふうに考えております。以上です。

5 番 田 代 では最後、締め言葉として、何と言っても町民の安心・安全のための町道だということを前提に、お金の問題もあるでしょうけれども、8年で終わって、そのままではなくて、事故がもし起こってしまったらということを考えると、その次にこういう手だてがあるんだよというふうな、新十文字橋の下の町道のネック箇所の解消について、強く要望させていただいて私の質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第5号、田代実君の一般質問を終わります。

受付番号第6号、古谷星工人君の一般質問を許します。登壇願います。

2 番 古 谷 それでは、議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。

受付番号第6号、質問議員、第2番 古谷星工人。件名、人口増加策について。

要旨。令和5年度予算編成では、移住者を呼び込むための施策が盛り込まれておりますが、人口増加を進めていくための今後の方策についてお伺いします。

1、移住者の状況、件数、支援体制について。

2、公園整備事業に対する町としてのお考えをお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

町長 古谷議員の御質問に順次お答えを申し上げます。

1点目の移住者の状況及び件数について御回答させていただきます。本町として保持している各種データを用いて回答することをまずもって御承知おきください。令和3年度の移住者の移住相談件数は、総数で22件、そのうち寄に限定をした部分が4件でございます。令和4年度現在でございますが、総数が39件、寄地区に限定した相談は12件となっております。

次に移住者でございますが、これで申し上げるのはどうしても転入者という形になりますが、令和3年度では松田地区328人、寄地区37人、合計で365人。令和4年度今の現時点におきましては、松田地区278人、寄地区37人、計315人となっております。

一方、全体の転出者を申し上げますと、令和3年度412人、令和4年度329人となり、近年では転出者が転入者を上回る社会減の状況となっております。令和3年度の住民基本台帳のデータによりますと、町全体で65%ほどが神奈川県内の自治体からの転入であり、次に県外として東京都が約10%、静岡県が3%と、近隣の都県から転入される方が多いというデータとなっております。

次に、移住前の支援体制につきましては、移住希望者との接点の構築として、窓口での移住相談をはじめ、移住セミナーの開催やオンラインでの移住相談の受付などの体制を構築しております。この移住者のマッチングシステムでは、これまでの移住相談の中で、移住者にとっては地域特性への理解や空き家の活用に向けては、空き家所有者からは見ず知らずの人に家を譲ることや貸すことへの心理的な障壁があることが分かったことから、その解決の

ために両社の橋渡しをするため、令和3年度国の補助事業を活用し、松田移住相談所の設立をしたところでもございます。

相談所の概要としましては、相談所内に相談員を配置し、移住希望者からの相談を地域の方にも乗っていただく接点を設けることといたしました。これにより行政側からの情報のみならず、地域の先輩移住者の声を移住希望者につなぐことの実現を現在行っているところでもございます。実際に相談所を紹介する相談件数は、令和3年度が3件、令和4年度、今現在で5件ということで、伸びつつあります。今後も広報活動とともに、本相談所の活動については、移住希望者だけでなく、移住された方にも対応するよう相談体制の充実を図ってまいります。

続きまして、2つ目の御質問にお答えいたします。公園整備事業に対する町の考え方につきましては、本定例会に提案しております第6次総合計画の基本計画の見直しにおきまして、5つ目の柱、自然環境の施策体系の4番目、公園緑地に位置づけております。基本目標としては、町民が気楽に利用し、幼児、小・中学生、高齢者のコミュニティーの形成や健康づくりの増進など、多様なニーズに対応する公園や遊具の整備、維持管理を進めることを掲げております。

この総合計画の基本計画の見直しに当たっては、アンケートをはじめとした様々な手法にて、町民の皆様方から御意見をお伺いしたところ、その中でもチルドレンファーストを念頭に開催いたしましたまつだ子どもカフェにおいて、公園に関する要望、提案を多数頂戴いたしました。ボール遊びができる身近な公園や、自然環境を生かしたアスレチックの設置、中には遊園地が欲しいといった夢のあるものまで、今後の公園整備を検討していく上で貴重なヒントとなるものでございました。また子育て世帯への意見募集では、新たな遊具が欲しい、トイレをきれいにしてほしいといった御意見を、さらに寄地区で開催いたしました町政懇話会において、子供が安心して気楽に遊べる公園をとの発言がありました。

こうしてお寄せいただきました御意見を踏まえますと、公園整備は非常に

高い要請に基づくものであり、着実に取り組まなければならない施策であると認識しております。町内には都市公園など19か所設置しておりますが、規模、設備や立地などは様々であり、期待されるポイントも大きく変わるものがございます。例えば観光やレジャー的な側面の強い公園としては、西平畑公園や最明寺史跡公園、川音川親水公園がございます。また主に街区の居住者の利用を前提とするのが宮下児童公園や中丸児童公園などがございます。

一方、寄地域に関しましては、湯の沢地区を除いて公園の設置がございません。これは松田地域と比べて山、森、川といった自然環境が格段に豊富なことが一因と思慮いたしますが、子育てや子供たちが遊ぶ環境を整える必要性を痛感しているため、令和5年度予算に遊具整備に係る予算を提案させていただいております。今後地域の方の安らぎ、コミュニティの場となるような公園等の整備として、既存の拠点施設等と連携を図りながら、寄地区の特性を十分に踏まえ推進してまいりたいと存じます。以上でございます。

2 番 古 谷 前向きな回答大変ありがとうございました。まず1つ目のですね、移住者の状況、件数、支援体制については、数字を挙げていただき、分かりやすく説明していただきました。

現状ですね、松田町の人口なんですけども、昨日現在のホームページを見ましたら、人口1万428人ということで出ておりました。町長がよく言葉使われますけども、将来人口の推計ではですね、国立社会保障人口問題研究所の報告の中では、2040年、7,055人、消滅可能性都市として報告されております。今日もこの所信表明の中にもですね、うたってありました。あと「松田町の人口ビジョン」というこういう冊子がありましたので、これも確認させていただきましたら、同じようなですね、文言で書いてありました。松田町の人口ですね、平成7年がピークということで出ておりました、1万3,270人。ピーク時から昨日現在の人口を引きますと、2,842人減ってるわけですね。これが28年かかって2,800人減ってますので、毎年100人前後は自然減にしても社会減にしても、減ってきてるといようなことが受けて取られております。最近では、ここの報告にもありましたけれども、社会減が非常に多くなって

るということと、あとは平成15年以降はですね、死亡者が出生数を非常に上回ってるということで、自然減が続いているというふうなことが背景にあって、人口が減ってきているというように思います。

それで移住の関係の話になります。まず移住相談所が平成3年から併設されてですね、移住の相談に乗っているということで今報告ありました。その辺の内容をちょっと確認をさせていただきたいと思いますが。移住相談所、相談員という方ですかね。相談員の方はですね、どういう方がなられてて、何名ぐらいられるのか、ちょっとお伺いしたいというように思います。

参事兼政策推進課長

まずですね、令和3年に設置いたしました松田移住相談所のメンバーになりますが、現在ですね、8名の委員で構成をされております。その中にはですね、総合計画審議会の関係者、また公募で先輩の移住者が2名、宅建協会の関係の方、司法書士、そして松田町商工青年会の方で構成をされているところでございます。以上です。

2 番 古 谷

ありがとうございました。この中にですね、移住の先輩者という方がいられて、面倒見ながらですね、相談に乗ってるようなことが伺えるかというように思います。相談件数に関しましては、先ほどですね、話出ておりましたけども、相談所を介した人数、令和3年が3件、令和4年が5件ということで先ほど話がありました。これはまあ相談件数が伸びつつあるというのと、この相談所がですね、機能してるかなというように思います。

それからあとPRの方法はですね、ホームページなり何なりでやられるかなというように感じておりますけども、松田町のいいところをさらにですね、PRしていただきたいというように考えております。

それから予算の中でですね、定住少子化推進事業、移住交流推進事業の中に、2つの文言で書いてありました。午前中、1番の質問にもありましたけども、お試し住宅の実施、また空き家の利活用推進のための改修・解体への補助。また寄地区人口減少対策としての当該地域の活性化に向けた協議会の設立というのがあります。お試し住宅についてはですね、先ほど午前中の話の一般質問の中での内容で大体分かりましたけども、この近隣ではですね、

秦野市さんが約2年前からやられるということで、ホームページや何かちょっと確認しました。そうしたら非常にですね、条件のいいところの住宅をですね、お試し住宅として貸し出してるというようなことが載ってありました。これもですね、今細かいところは制度設計があるということで、午前中聞いておりますけども、もしですね、このお試し住宅、どこに、寄か松田か、その辺が検討段階で上がってればですね、ちょっとお教えいただきたいというように思います。

参事兼政策推進課長　　まず限定するものはないんですけども、町としてはですね、いろいろ相談件数や、やっぱり自然環境とかのニーズはすごい高いという観点の中ではですね、寄地区を主体に検討しているところでございます。以上です。

2 番 古 谷　　ありがとうございました。呼び込むためにはですね、条件のいいところで寄の自然なり松田のいいところを分かってもらえるような場所をですね、選定していただいて、実施のほうをしていただければというように思います。

それともう一つ、寄地区の人口減少対策ということで、活性化に向けた協議会の設立というのが書いてあります。これについては人口増加策という言葉じゃなく、減少を食い止めるというような対策の中で、地域の皆さんからですね、意見を聞いて、協議会をつくってどういうふうにしていくかというような内容かなというように思いますので、これもですね、具体的に決まったことがあればですね、ちょっとお教えいただきたいというように思います。

町 長　　寄地区の活性化協議会、仮称ですけどもね、の件ですけども。やはりこの協議会を設けなきゃいけないという、ちょっと背景からちょっとお話しすると、今年1年、今年度1年かけて、小学校の在り方検討会をいろいろ検討していただいて、今後教育委員会さんから答申を頂くようなところまで来てるというふうに報告を受けております。そういった話をする上でですね、やはり学校教育も子供がいないとということもありますから、そのためにも我々というか、また別の切り口からそういった子供を増やしていく策を考えなきゃいけないと。当然役場としてもですね、こういうことしたらどうかという案はあります。ありますけども、それはやはり何ととっても地元の方々の御

協力を頂かなきゃいけないような提案ばかりなので、そういったこともありますし。ただ一方で、こういった部分での活性化というのはあんまりよろしくないってというような意見も多分あるのかなと思うんですね。やっぱり人をあんまりがんがんに呼ばれても困るだとかいうこともあったりします。ですので、もう少し何かそういった面でも、いろんな御意見をとにかかく聞いて、できることから一つずつ、一気に寄地区の人口が増えるというふうになればいいですけど、そういったことも含めて、じゃあ3年、5年かけてこういうような地域づくりをしていこうかというような議論を本当にさせていただければなというふうにも考えております。何せ寄地区で松田町の町の所有地という部分は非常に、学校とか診療所だとか、その目の前の農協の跡地ぐらしかほとんどないので、ほとんど寄地域の方々の所有者の方々にもう本当にお世話になってきてやってきているところですので、そういった面でも含めて、地主の方々にも相談していかなきゃいけない事業だというふうに認識してるので、こういった協議会からスタートさせていただこうかというふうに考えております。以上です。

2 番 古 谷 ありがとうございます。人口の減少を食い止めるということで、今、小学校の在り方検討会、間もなく答申がされるということも、今、町長のほうからお言葉頂きましたので。移住を進めていく、また人口を増やしていくという中では、学校もなければいけないというように思いますので、ぜひですね、今後も学校もそうですし、地域の皆さんとですね、協力しながら人口を増やしていくような方向性に持っていかれたほうがいいかなというように考えますので、よろしく願いいたします。

それでは2つ目の質問、公園整備事業に対する町としてのお考えはということでお伺いしたいというように思います。公園の概況についてはですね、西平畑公園をはじめ、都市公園的なもの、観光公園的なものがありますし、あとは町なかの児童公園というのがあります。町内で19か所の公園があるということで、回答の中にはありました。それではその19か所がですね、どのような状況になっているのか、現況で構いませんので、少し報告頂ければと

いうように思います。

観光経済課長 それではお答えをさせていただきます。全ての公園の名前を言うのはさすがにと思いますので、先ほど答弁書の中にあった街区的な公園、これが松田地区におきまして、そうですね、15か所程度あります。面積的にはほんと小規模な、例えば100平米のところから、比較的大きい都市計画の公園、宮下児童公園、こういったところは2,500平米ぐらい。一方ですね、西平畑公園になりますと当然大きくなります。4万平米を超えていきます。さらに最明寺史跡公園は面積の取り方いろいろあるんですけれども、9万平米ぐらいあるというところがございます。あと寄地区に関しては、湯の沢に2公園ございますが、ここは本当、こちらですね、そうですね、1,300平米と300平米ぐらい。どちらかという街区的な公園という位置づけでございます。

2番古谷 ありがとうございます。小さいものは100平米からというようなことですが、この100平米、大きなところはですね、それなりに手が入ってですね、整備はされてるかなというように感じますけども、この小さい公園に関して、最近では維持管理ということで、当然草刈りとか何かいろいろ出てこようかと思えますし、最近では不審者等の話も公園等、松田町じゃないんですけども、出てるというような話も全国的にはあると思いますので、この辺の対策として、パトロールだとかその辺、どのような感じで行ってるか、お聞きしたいというように思います。

観光経済課長 それでは通常におけるですね、今申し上げた公園の維持管理でございます。今議員がおっしゃっていただいたように、大規模な西平畑公園等はですね、特に草刈り等で専門の業者様のお力をお借りしてという部分でございます。それ以外は例えば街区的な公園につきましてはですね、自治会さんであったり、シルバー人材センターさんであったりというところに、維持管理の部分をお願いしているところがございます。一応町の所管といたしましても、通常時はパトロールをさせていただいておりまして、住民の方からいろいろなね、御連絡が来ることあるんですけども、そういったところでパトロールをさせていただいて、例えば遊具の点検ですとか、草の伸びてる状況ですと

か、こういった部分を見させていただいてるのが通常の維持管理ということ
でございます。

2 番 古 谷 ありがとうございます。維持管理ですね、結構お金もかかるのではない
かなというように考えますので、またその辺はよく対策をしていただきたい
なというように考えます。それから、予算の中にですね、みやま運動広場の
遊具の老朽化ということが出てました。これに関してちょっとお伺いしたい
と思います。今大分使ってない遊具もあるのではないかなというように感じ
ておりますけども。この辺、令和5年度で整備していくのか、改修するのか、
更新するのか、ちょっと現状で結構ですから、考えがあればお伺いしたいと
いうように思います。

観 光 経 済 課 長 お答えをいたします。新年度予算におきまして、みやまの運動広場に遊具の
工事の費用として150万円計上させていただいております。おっしゃるよう
ですね、あそこの中にある遊具で、大分老朽化が進んでいるものに関して、
これを更新する考え方がベースで予算を上げさせていただきました。ただで
すね、みやま運動広場、こちらについては来年度からの指定管理の御議決を
先般賜ったところでございます。そのときに1年間と、今まで5年間やって
いただいたのが1年間。この1年間というのは、この運動広場の使い方
も含めて、議論を検討していただく1年であると、このように御説明を申し上
げております。つきましては、今申し上げた150万というのが一つ更新という
考え方ではあるんですけど、その中身というのが確実にこれっていう感じ
ではないというところをよく協議をさせていただきながら、指定管理者とまた
地元と協議をさせていただきながら執行してまいりたいと考えております。

2 番 古 谷 更新という言葉、今ちょっと出ましたけども。寄地区にはその1か所し
か遊具が置いてありませんので、ぜひいい方法に持って行っていただきたい
というように思います。

それから、今日の答弁書の一番最後にですね、子育てや子供たちの遊ぶ環
境を整える必要性を痛感しているため、令和5年度予算に遊具整備に関わる
予算を提案させていただいておりますと。またですね、地域の方の安らぎ、

コミュニティーの場となるような公園等の整備として、既存拠点施設等の連携を図りながら、寄地区の特性を十分に踏まえ、推進してまいりたいと存じますという答弁書になっております。これはですね、町政懇談会の中でも、子供が気軽に安心して遊べる公園が欲しいというような一つのものがあって、それからこういう言葉になって出てきたのかなというように思いますので、ぜひですね、この辺は前向きに検討していただいて、ひとつ子供さんが遊べるような遊具を、施設を設置した公園ができるような方向でですね、検討をしていただきたいなというように考えておりますし、拠点施設という言葉ここにありました。ドッグランにしても、みやま運動公園にしてもですね、あります。ドッグランの一部をですね、遊具置いたらどうかなというような考えも、私個人的には思っておりますので、その辺を含めてですね、ぜひ令和5年度、6年度でも結構です。ぜひ子供たちが遊べるような場所を確保していただければですね、移住者の方もまた増えてくると、人口が増えるというようなことになろうかと思っておりますので、ぜひ検討のほうをしていただきたいというようにお願いしまして、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第6号、古谷星工人君の一般質問を終わります。

以上で本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださいますよう、お願いいたします。本日は御苦勞さまでした。

(16時10分)